

平成25年陸別町議会3月定例会会議録（第2号）

招集年月日	平成25年 3月11日					
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成25年3月11日 午前10時00分			議長	宮川 寛
	閉会	平成25年3月11日 午後4時19分			議長	宮川 寛
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 8人	1	本田 学	○	8	宮川 寛	○
欠席 0人	2	古田 英一	○			
凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲㊟ 公務欠席を示す	3	多胡 裕司	○			
	4	野尻 秀隆	○			
	5	七戸 一登	○			
	6	村松 正敏	○			
	7	河瀬 洋美	○			
会議録署名議員	野尻 秀隆		七戸 一登			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			書記 吉田 利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	金澤 紘一		教育委員長	石橋 勉	
	監査委員	飯尾 清		農業委員長(議員兼職)	多胡 裕司	
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	佐々木 敏治		会計管理者	芳賀 均	
	総務課長	高橋 豊		町民課長	朝日 大二	
	産業振興課長	副島 俊樹		建設課長	小栗 幹夫	
	保健福祉センター次長	早坂 政志		国保関寛齋診療所事務長	早坂 政志	
	総務課主任主査	渡部 哲仁				
教育委員長の委任を受けて出席した者の職氏名	教 育 長	野下 純一		教委次長	有田 勝彦	
農業委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	棟方 勝則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
3	議案第10号	陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例の一部改正する条例
4	議案第11号	陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例
5	議案第12号	陸別町農畜産物加工研修センター条例の一部を改正する条例
6	議案第13号	陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
7	議案第14号	陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例
8	議案第15号	陸別町暴力団排除条例
9	議案第16号	陸別町新型インフルエンザ等対策本部条例
10	議案第17号	陸別町高齢者交流センター条例
11	議案第18号	陸別町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例
12	議案第19号	陸別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
13	議案第20号	陸別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
14	議案第21号	陸別町営住宅等整備基準条例
15	議案第22号	陸別町道路の構造の技術的基準等を定める条例
16	議案第23号	陸別町議会の議決すべき事件に関する条例

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、4番野尻議員、5番七戸議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

○議長（宮川 寛君） 日程第2 一般質問を行います。
通告順に発言を許します。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、通告どおり、一般質問よろしくお願ひいたします。
国民健康保険関寛齋診療所についてを問いたいと思います。

まず、診療所の現状ということで、2名の医師体制が整いまして、現在わずかではあります
ますが外来もふえて、また入院患者もふえて、少しずつであります、うちの診療所も改
善を見ていると。その中でも、やはりまだまだ一般会計の持ち出しが1億3,000万円
余りと厳しい現状にはありますが、まず、町長、今の現状をどうお考えなのかお尋ねをい
たします。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 関寛齋診療所につきましては、陸別唯一の医療機関でありますか
ら、これがなくてはならないものだというふうに思っております。陸別に定住するには、
どうしても必要なものだというふうに思っております。人口が減る中、高齢化率が上がっ
てきている中で、どうしても医療体制については万全を期さなければならないと、こんな
ふうに思っております。しかし、なかなか人口が減って過疎になって、隣の町、あるいは
都市に遠い陸別町としては、なかなか思うような医師の確保についても厳しい状況にあり
ますが、これからもそんな状況は続くだろうというふうに思っております。これらについ
ては、陸別町ばかりではなくて、十勝全体、北海道町村会としても、医師確保、あるいは
看護師確保について、さまざまな展開をしておりますが、いかんせん今の医療の体制、医
師の体制がなかなか思うようにいっていないということで、地方は非常に厳しい状況にあ
るというふうに思います。しかし、私としては、どうしてもなくてはならない医療機関、

陸別町にある唯一の医療機関として、これからも続けていきたいというふうに思っておりますし、これがなければ陸別に住む人がいなくなってしまうと、こんなふうにさえ感じております。

もちろん体制として、考え方として、地域医療、あるいは総合診療、全てについて、まず初期判断をしてもらう、そういう診療所を目指しておりますが、これも北見の日赤との連携ほか、いろいろやっていますが、今のところは順調にしているというふうに思っておりますが、まだまだ改善、改革を必要としていると、こんなふうに考えております。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 私も、今ある診療所は、やはり地域の皆さんのためになくすわけにはいかないと。当然、いろいろな改革、改善をしていただいて、よりよい安全な病院にしていきたいと思っております。

それで、私も月に一、二度、診療所を利用させていただいております。また、熱心な保健師さんの勧めもありまして、指導もありまして、月に一、二度、診療所に行っているわけなのですが、私自身がまず、患者としての立場から感じることを挙げさせてもらいたいと思います。

まず、診療ですとかそういうのは大変スムーズに時間は流れるわけなのですが、診療が終わって帰ってきて、会計と薬の処方に少し時間がかかるのではないかなと思っております。私が受付をして終わってから、まだ会計、処方が終わっていない患者さんが多く見受けられます。その中で、昨年12月に電子カルテの更新ということで、電子カルテが購入されました。これは、いろいろな病院を見ていると、医師が直接電子カルテに書き込んで、スムーズに会計、薬局ですとか、スムーズに流れるわけなのですが、うちは、電子カルテを導入しているのですが、まだそこまでに至っていないと。また、大きな病院では、補助員をつけて、その先生のあれを補助員が電子カルテに書き込んで、スムーズに利用されている現状が見受けられます。

そこで、もう少し、先ほど町長が申しました改革ですとか、職員、スタッフの技術の向上ですとかありますけれども、まず、その電子カルテを上手に試してみたいかなということと、よく、会計を待っていますと、うちの町は特に年配の患者さんが多いと。たくさん湿布薬を抱えて帰る現状は多く見受けられます。外科的科目がないわけですから、うちの先生は恐らく内科、小児科が主な先生ではないかと思っております。そこで、先生、あそこ痛いんです、ここ痛いんですと言ったら、湿布を張って我慢してくださいということかなと思っております。そこで、また足寄町から陸別町に来てくださっている整骨院の先生も、建物の老朽化ですとか、先生自身ももう六十四、五歳ということで、そろそろ陸別町から身を引きたいななんていうことを聞きますと、恐らく2時から4時の時間帯で週に4回、当町に来ていただいているわけなのですが、私も最近あちこち痛くして先生にお世話になっているわけなのですが、常に陸別、七、八人から多いときで十二、三人、もしその医療現場がなくなると大変な苦しい思い、痛い思いをするのかなと、

今でも不安に思っております。

そこで、うちの診療所に置いている外科的要素の診療科目の増設を考えられないのかなど。例えば、外科のいい先生を置いてということは、恐らく、いろいろなお金の面で難しいかなと思うのですけれども、いろいろな医療療法士ですとか柔道整復師ですとか、そういう科目をふやしていただけないのかなという思いと、あと、外科的要素な医師を月に二、三回、派遣医師としてお願いができないのかなど。先般、池田町の定例会の中でも、帯広市内の病院と外科の提携を結んだと。ああいう記事を見ますと、やはり、ああ、いいことだなと思っている次第です。そこで、そういうことを総合的に考えられないかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 電子カルテにつきましては、更新をさせていただきます。これも医者次第で使ったり使わなかったりということがある反面、この電子カルテを入れることによって診療報酬についてそれなりの規定があると。これを持つことによって、診療報酬に加算されるというようなメリットもありますから、医師ばかりじゃなくて、それは整えていかなければならないというふうに思います。

おっしゃるように、なかなかうまくスムーズに動いていないかもしれませんが、今、いろいろセッティングや何かをしている最中でありまして。また、医療事務については民間に委託しようということで、専門の民間、そして使われる人たちは地元の人たちも含めて雇用の場となっていると、こういうふうに思っておりますが、お話の外科の関係ですが、今の所長につきましては、内科、外科をやっております。もともと外科もやっておりますから、そういう意味では、町民の皆さんに外科についてそれなりの対応をさせていただいております。陸別の診療所は、内科、外科、小児科、この三つをやっておりますが、おっしゃるような整形外科だと思っておりますが、整形外科については、今の所長はできるというような、これは診療所の所長と事務長と話し合いながら、そういうことに至っておりますが、ただ、方法としては、整形外科をやるにはそれなりの診察室、あるいはリハビリの器具、あるいはそれなりのベッドも要りますし、それから医療機器、電熱関係の電気とか、そういうことも要するというふうに思います。

私としては、議員おっしゃるように、陸別の状況というのは、腰が痛かったり、膝が痛かったり、そういう高齢社会の中のお年寄りの疾病について、だんだんふえてきておりますから、これは今ばかりじゃなくて昔からそういう話があります。しかし、なかなか医師の判断もありますし、医師のこともありますし、派遣をしてもらうにしてもそれなりのことを、場所を確保しなければならないと、こういうふうになりますから、そういう意味では、今の高橋所長が対応している外科にプラス本格的な整形外科ということになると、恐らく診療室含めてリハビリ室、お話し作業療法士とか理学療法士もときどき来てもらってというようなことになると、かなりの覚悟で増築をしなければならないのかなというふうなことについては、今の所長、あるいは建設も含めて検討を始めていると、

そういう状況であります。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） せっかく電子カルテの更新ができましたので、どうかスムーズに上手に使っていただきたいという思いであります。

また、整形外科のほうも、いろいろ建物の関係ですとか医師の確保、いろいろあると思うのですが、私も普段は足寄町の山口整骨院に膝の治療に行っていて、先生が膝に水がたまっているから抜いていきなさいと、そういうときは帯広の開成病院から足寄の診療所に、月に2回から3回、先生が午後から派遣をされて、その整形の先生に膝の水を抜いてもらったり、そういうこともできるのではないかなと思っていますので。また、例えば月に1度眼科ですとか、耳鼻科ですとかそういうことも、やはり町民の皆さんにしたら、わざわざ北見、帯広の専門医に行かなくても、もし、月に1度でもそういうサービスが受けられるのであれば、そういう町民に優しい診療所にしていただけないかなと思っています。どうでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 基本的には医師と相談しながら、それなりの体制づくりをしなければならぬというふうに思いますが、それにはやはり今のスペースではなかなか足りないとすれば、増改築について、来年で10年目になりますから、そこら辺も含めて、開設して10年目になりますから、これらのお年寄りの社会の中における医療科目について大いに検討しなければならないと、そのように考えております。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） よく、いろいろな方と連携を進めて考えていただきたいと思っています。

続きまして、院外薬局について御質問を申し上げます。

院内薬局が十勝管内であるのは、多分2町村だと思っています。その中で、ほとんどの町村が今、院外薬局でスムーズに薬のあれが行われていると思うのですが、まず、うちの町には薬局がないと。ちょっとした医薬品ですとか、湿布薬ですとかいろいろなものと、今、若い世代がふえて、育児に関するあれがあるので、紙おむつも今はセイコーマートで扱っているのも種類がほぼ限られているということで、まず、薬局のない町としてこれをどう改善、改革をしようとしているのか。また、院外薬局を考えていくことによって、今、医薬品が恐らく約1億円近いのがうちの診療所の現場だと思っています。それに、薬剤師1名と補助員1名ですか、そのような感じであると思うのですが、例えば、院外薬局を取り入れるということは難しいのかどうか、まずお尋ねをいたします。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 院外薬局につきましては、今までも検討をさせていただいております。もちろん診療所の所長を初め事務長と協議をして続けてきております。それと、も

う一つは、薬局がないということとこれは別な話でありながら、また関連する話だというふうに思いますが、まず、薬局のことにつきましては、商工会のいろいろなお話の中で、陸別のない業種、職種といますか、ないものの一つとして、商工会を通じていろいろな話は来ておりました。しかし、陸別のこの人口のキャパで、薬局単独ではなかなか難しいのかなというようなことを感じております、私自身は。ただ、商工会に問い合わせがあったり、診療所にさまざまな問い合わせがあったりはし続けておりますが、いまだに実ってはいないということでもあります。

そこで、院外薬局についてでありますけれども、うちの診療所の所長の見解としては、あってもいいし、なくてもいいというような、どちらでもいいというようなこと。つまり、あつてのよさもあるし、というのは、診療所自体が入院患者を持っているということになれば、薬剤師をどうしても置かなければならないということが1点あります。ですから、院外薬局を例えばつくっても、敷地内にはつくれませんから、院外薬局をつくっても陸別の診療所としては、薬局の設置基準によりまして、現状の薬剤師を配置しなければならないことには変わりないということでもありますから、そういうデメリットもあることが1点。もう1点は、患者の皆さんが経費的にいくばくか、やはりふえるという、院外薬局にすることによって負担がふえるだろうということと、また、待ち時間についても、次の段階でまた受付して処方せんを出して、そして最後に会計ということで、また待たされるようなことも想像されますから、これらについて、もう少し考えなければならぬかなというふうに思っております。

ただ、院外薬局の問い合わせについては、そんなにたくさんあるわけではありませんが、ぼつぼつと問い合わせはありますが、これもまた陸別の人口の程度の中で、なかなか成立していないというようなことが現状であります。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 薬局のほうは、一応、商工会といろいろ連携を図って話を進めてきた経緯があるということはお聞きしました。今、うちの医薬品の数なのですけれども、24年度は約九千七、八百万円のお金で522種類の薬品数ということを知っています。そのうち、後発医薬品のジェネリックというのが25種類程度。恐らく、院外薬局でありますと、大方の薬の種類がジェネリックということで、非常に普通の薬品の値段よりは安いと思っております。それで、一応、患者さんの負担のほうは、やはり薬の経費が安いということで、恐らくそこら辺は緩和されていくのではないかなと私なりに思っているのですけれども、まず、これだけの種類をうちの薬局で持つということになれば、恐らく一人、二人のための薬も用意しないとならないですし、期限切れで廃棄する薬も当然あると思うのですよ。そういう面も考えられますし、薬剤師、今、1名体制ということで、その方がもし休まれたときは医師と看護師の負担になるのかなと思っております。

そこで、院外薬局にスムーズに移行すれば、そういうこと不安もなくなりますし、また、北見、帯広に診療に行っていて、もしバスの待ち時間だとか、いろいろな場面で薬を

受けとれないと。もしそういう場面でも、うちに院外薬局があれば、かかりつけ薬局ということで、複数の医療機関の投薬の指導を受けたり薬も取りに行けると、出してくれると
思っております。

また、うちにあるしらかば苑を除く北勝光生会、とまむ園、みどりの園の定期薬という
のは、足寄町の調剤薬局のほうから処方されていると伺っています。だから、そういう面
をいろいろ考慮していけば、うちの町に院外薬局があってもいいのではないかなと思っ
ています。そこら辺は町長、どうお考えでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） まず、ジェネリック医薬品のほうにつきましては、国保運営協議
会のほうでもたびたび話が出ておりまして、診療所でできるだけ対応しておりますが、現
在、お話のように25種類というのがおっしゃるとおりであります。結局、陸別の量、薬
品を買うにも何を買うにも、ロットの大きさが非常に響くというふうに思います。です
から、今までのような医薬品、薬剤、あるいは、薬品を売るに当たっても、なかなか幅は
なくなってきておりますし、その辺は非常に厳しい。できるだけ新しいジェネリックの対
応については、これからも進めていきたいというふうに考えておりますが、これらにつ
いては、常時、薬剤師、あるいは医師と十分相談をしていきたいと、こんなふうに思っ
ているところであります。

○3番（多胡裕司君） とまむ園、みどりの園は。

○町長（金澤紘一君） おっしゃるとおりだというふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 恐らく、医薬品の薬価差益というのも、だんだん昔から見たら、
町長、今言いますように、購入するロットですとか使う数とかいろいろ勘案すると、恐ら
く、もう薬を売ってもうけなんてないと思うのです。それと、薬剤師の給与だとかいろ
いろ考えられます。いろいろなことを考えてみてはどうかなと思っております。

それで、もう時間も、私の一般質問を終わらせていただきたいのですけれども、もし、
町民が安心して暮らせる町づくりのために、どうか今いる職員、スタッフですとか医師の
方々と相談して、どうか安心・安全な町づくりにいろいろなことを考えて臨んでいただ
きたいと思って、一般質問を終わります。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 議員おっしゃることは、私も十分理解をしております。常々、両
医師と現状について話し合いながら、また、改革しなければやっていけませんから、それ
と財政的な面と、それからお年寄り社会の中でどうあるべきかということについて、これ
からもそれぞれの家庭医になれるような、そんな総合診療ができるような、そういうこ
とを陸別の関寛齋診療所としては目指していかなければならないというふうに常日ごろ考
えております。どうか、これからも町民の皆さんの意見もいただきながら、国保運営協議
会でも医薬品関係についても、診療所の関係についても、御意見いただいておりますが、よ

りよい診療所づくりを、また、これがなければ陸別に住めないということですので、大事にして改革も進めていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） 4 番野尻議員。

○4 番（野尻秀隆君） それでは、一般質問させていただきたいと思います。

今回は、地域経済の活性化というテーマと再生可能エネルギーについてということで、二つ質問させていただきたいと思います。

まず、地域の経済の活性化、これは地域、地元経済の活性化という難題を今回あえて一般質問に取り上げさせていただきました。産業とも深くかかわって、かなり幅が広くて奥深い問題でありまして、限られた時間でその解決策というか、核心をつけるとは思いませんが、少しでも早くという私の思いがありまして、今回の質問のテーマとさせていただきました。質問も、さきに話したように、あちこち飛ぶ可能性もあるのですが、どうかお許しいただきたいなというふうに思います。

それではまず、当町における地域経済全体の今の現況を、町長はどうふうにお感じになっておられるのですか。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 大変大きい問題だというふうに思いますし、また、足元の問題だというふうに捉まえております。お話のように、地域経済の活性化、これはこれからも今までも永遠の課題だと、こういうふうに私としても感じております。つまり、陸別の地理的な状況、あるいは陸別の地形とか、それから陸別のさまざまな気象状況とか、これによって陸別がなっているベースがありますし、それによって基幹産業が寒地農業で酪農、そして森林が多いということもありまして森林整備ということ。さらに商工業界が、あるいは建設、建築も含めて、商工業界、そしてサービス業界に伝わっていったというふうに思います。ですから、この地域の活性化ということを考えれば、当然、陸別ならではの、あるいは陸別しかない、陸別の特性を生かしたことしかやっていけないというふうに思っております。それは、どこの町でも同じかと思いますが、まず、基幹産業をやはり大事にしながら、土木、建築、商工、そしてサービス業に伝わってくるということですから、そういう面では、その雇用状況について、大いに目配りをしていかなければならないというふうに思いますし、また陸別の状況としては、人口が確実に減っておりますから、そういう中での高齢社会、少子社会にどういうふうに対応するか。経済的にどういうふうに対応するかということについても、今までどおりのやり方ではこれからはいけないかと、私自身、常々そう思っております。

特に最近では、足元の問題として円安が進んできておりまして、特に暖房の燃料等を含めて、輸入品がどんどん上がっているということでもありますから、非常に陸別としてはつらい面があるというふうに思います。一般住民の生活はもちろんですが、それは産業経済、特に酪農についても、この円安の状況については非常にこたえる、どんどんこたえているというふうなことを感じております。その中で私としては、何としても陸別町、自治体と

しても、地元業者を優先にというのが第一でありまして、地元経済の中で循環していけるような、そんな仕組みをどうしてもつくらなければならないというふうに思います。自治体もそうですが、町民皆さんも、あるいは企業それぞれ、既存の企業の皆さんも地元購買をどうやって回していくかと。地元へ帰結できるようなそんなことが、やはり地域経済を守る方法だというふうに思っております。できるだけ町内の業者を通じて取り寄せてもらうというようなことについては、我々自治体もやはりやらなければならないし、町民の皆さんも、企業の皆さんも、農家の皆さんもそういう心構えをすることによって、何とか地域での循環の仕組みをさらに一層つくっていかなければ、ほかの町に対抗できないと、そんなふうにも感じているところであります。

○議長（宮川 寛君） 4 番野尻議員。

○4 番（野尻秀隆君） 町長の今のお答えのとおり、確かに永久のテーマでありますし、いろいろ町長も考えられているなというふうに思うのですが、地元業者の育成と、それによって雇用の拡大、安定を図りたいと、今、町長もおっしゃいましたし、私の過去の質問の中にもそういう町長の答弁があったのですが、具体的に何かこういうことを実施したという事例があれば、ちょっと報告していただきたいなというふうに思います。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 今までどおりにはいかないということも含めて、自治体がやっていた、私どもがやっていたものについて、民間ができるものについて、どんどんしてもらおうというようなことは以前からしておりますが、例えば、町道の除雪、草刈り、これらについては、全面的に地元の皆さんにやってもらう。あるいはスクールバスの運転業務、運営等についても、先ほどの医療事務についても民間に渡しているということもありますし、天文台、あるいは公民館、あるいはコテージとか、学校の管理の業務、あるいはパークゴルフ場の維持管理等についても、民間委託に順次してきております。

さらにしなければならないことがあるというふうに思いますが、何としても地元調達も含めてやっていくことが大事だというふうに思いますし、国がいろいろな緊急雇用対策をやってきております。それに対応して、陸別町もさまざまなことをやっておりますが、そのほかに町単独で、緊急雇用対策事業というのをやってきて、平成21年からずっと続けてやってきております。これは、土木、林業、建築業の秋の端境の時期に雇用を続けてもらうような緊急雇用ということで、恐らく2,000万円ベースで単費でやってきておりますが、そのほか、国のほうは介護予防とか、あるいはパーラーとか農協の、あるいは北勝光生会の製材の関係とか、それらについてふるさと雇用創出事業等で対応してきておりますが、まだまだ私としては足りないというふうに思いますし、プラス新たな雇用の場についてもぜひとも開拓するように、職員一同考えていきながら、また議会の皆さん、あるいは商工会、農協関係の皆さんとも話し合いながらつくっていききたいなど、雇用の場をつくっていききたいなど、こんなふうに考えております。

○議長（宮川 寛君） 4 番野尻議員。

○4番（野尻秀隆君） よくわかりました。

これについては、どんどん町長おっしゃるように、前向きにいろいろなことをふやしていただきたいというふうに思います。

話はちょっと変わりますが、政権交代がありました。国はデフレ脱却、公共事業の大幅アップ、そういうことをアピールしていますが、果たして国、または道から、この各自治体に、陸別町に、そのような要請、これは通達等を含めて正式なものはあったのでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） お話のように、補正予算、国の平成24年度の補正予算が、この2月26日に通りました。それ以前から、国からそれぞれ省庁を通じて、北海道庁に来て、北海道庁から十勝総合振興局を通じて私どもにいろいろな情報が来るわけでありまして、けれども、その中で、今お話のように、今回このような公共事業のアップを考えているという話から、例えば、地域元気臨時交付金事業、これらについては照会が早くからございました。結局、国の今回の補正の中身、また新年度予算までいくというふうに思いますが、土木とか水道、下水道、建築、これらについて照会があるわけなのですが、ほとんど陸別町としては合わないというか、ねらいはあくまでも今言ったさまざまなことについては、災害とか防災とか減災とか、そういうものに関することが多くございまして、陸別町として対応できるのは建築の公営住宅事業について、前倒しで対応しようというようなこととございます。

これが予算が通る前、2月26日の前の話でありまして、その通ってからの国の要請については、早期の事業執行に積極的に関わりなさいというような総務大臣の要請文は来ております。これも、国、総務省から北海道を通じて十勝総合振興局のほうから伝わってきておりますが、何と云っても北海道、急げといってもこの状況で、冬期間そんなような状況にないのに、全国一律でそういうことは通達として出しているような状況にあります。

○議長（宮川 寛君） 4番野尻議員。

○4番（野尻秀隆君） 触覚を張りめぐらせて、陸別に合うようなものを食欲にこれからも探していただきたいというふうに思います。

それと、今の話で出てくるのですが、建築と土木工事の過去5年でも6年でもいいですから、陸別町における推移をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） ここ五、六年、6年間ぐらいの土木建築の発注状況について、恐らく町内業者の落札というふうに私も思いますが、この数字を言ったほうがいかなと思いますが、平成19年から一応担当で拾い上げました。受注額ということで、町内業者の受注額、平成19年土木が2億9,900万円、20年が2億800万円、21年が、土木ずっといきます、3億5,100万円、22年が3億9,700万円、23年が4億2,400万円、そして今年度24年も、大体進捗100%ぐらいいっていますから、落札の

状況でいきますと、土木で2億3,300万円ということになっております。これに対して建築のほうを読み上げます。平成19年は1億6,500万円、平成20年はちょっと少なくて1億3,400万円、平成21年は2億700万円、平成22年につきましては7億8,300万円、この年は恐らく小中学校の改築があったというふうに思いますが、平成23年、3億100万円、平成24年、今年度1億6,200万円というような状況が土木と建築に分けた場合の町内業者の受注額というふうになっております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 4番野尻議員。

○4番（野尻秀隆君） 詳しく、どうもありがとうございました。

大体数字はつかめたのですが、どんどんこれから先を予想すると、ふえるという部分にはならないとは思いますが、実際、例えば土木屋さんにしても、恐らく受注額の15%ぐらい、20%は経費のほうで実際持っていかれるもので、実際の仕事量というのはもうちょっと少なくなるということなのですよ。ですから、そこら辺もちょっと頭に入れながら考えていただきたいと思うのと同時に、これも過去の私の質問の中にあつたのですが、そういうことも含めて、適正利益を地元の業者に生み出してもらうために、入札も一括発注ではなくて部門別に、面倒かもしれませんが分離発注をすべきだというふうにお話したのですが、そこら辺の実績もあつたら、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） この先の土木、建築の事業についてであります。お話のように厳しいものがあるというふうに思います。しかし、私どもとしては、新規のものをこれから、なかなかそろってきておりますから、新しいものをというよりも公共施設の関係の道路も含めて営繕計画を立てましたから、これに結構な金額がかかってくるというふうな、それなりの財政的措置もしていきながら、基金を積み上げながら、公共施設の営繕計画についてきちんと立てながら、優先順位をつけて対応していきたいというふうに思っております。町民生活が安全・安心にできるように、土木、建築工事については確保していきたいと、こんなふうに思っております。

それで、お話の分離発注をしたほうが良いということで、私もそのように思っておりますし、地元で対応できるものについてぜひともやろうということで、平成20年ではふるさと交流センター、21年では小学校、21年で同じくモータープール、平成22年では中学校の耐震補強、これらについて全て分離発注をさせていただいております。なかなか全てが対応できているかという点、そうはなっていないわけではありますが、できるだけ地元業者があるようなものについては分離発注をこれからも進めていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） 4番野尻議員。

○4番（野尻秀隆君） 今のお話を伺って、努力しているということは重々わかりました。これからも、いろいろ法的にとか何とかという、そういう区割りもあるでしょうから

難しい面もあるのかもしれませんが、できるだけ一生懸命そういうスタイルでやっていただきたいというふうに思います。

話は今度少し、また別なほうに移っていきたいと思うのですが、ことしも年明け早々、老舗のスーパーが1軒整理になったのですが、町の顔でもある商店街、これの業種、あとその数、そこら辺は町長どういうふうに感じていますか。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 陸別の商店街、小売店等については、お話のように大変苦勞しているというふうに思います。特に人口が2,600台に突入して、非常に厳しい状況になっているというふうに思いますし、それぞれの小売店につきましては、なかなかスーパー、コンビニに対抗するには仕入れのロットが小さいわけでありますから、仕入れ原価が非常に高くなってきているというふうに思います。そんな中で、なかなか対抗できない業種、業界だというふうに思いますし、車社会で簡単に50キロ、100キロ離れたところに行けるような状況にもなってきておりますから、そういう面では陸別の商店街についても、非常に厳しい状況が続いておりますし、これからもさらに一層続くだろうというふうに感じております。これらは、商工会とも話しておりますが、今までどおりなやり方の商店街、あるいは小売店ではいけないということについては、皆さん御承知のとおりだというふうに思います。そういう面では、商店街一つとっても、今までどおりの販売ではうまくいかないというふうに思いますから、その中で何らかの工夫、改革をしなければやっていけないというふうに思います。

例えば、高齢社会、少子社会においては、それぞれ町民の皆さんの嗜好も含めた、いづろ生活食品関係を買求めるかなどについての、それぞれカルテをつくるぐらいの気持ちでやらないと、ほかの大店舗に流れる可能性がありますから、そういう話し合いは商店街の皆さんともしておりますが、商工会の皆さんともしておりますけれども、なかなか簡単に切りかえられない、あるいは人件費の問題も非常に出てきておりますから、そういう面では、まだまだこれからも商工会と一緒に改革をして、地元購買を町民がしてくれるように、させるように、そういう方向性をやはり強く打ち出して、我々も一緒になってやっていきたいと。そういうふうにしなないと商店街、あるいは小売店舗を守れないというふうに思っております。

お話のように、商店街の業種についてもどんどん減ってきておりますから、そういう意味では、やはり新しい感覚でその数を確保することが商工会としても大事ですし、我々としてもできる限りのことをやっていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） 4番野尻議員。

○4番（野尻秀隆君） 今までの町長の答弁の中で、ちょっと答えがまたダブってしまうというか重なってしまうかもしれないのですが、この経済の活性化について、最後の質問をさせていただきたいと思うのですが、この地域経済の活性化には、町長は何が一番大事と考えられているのか。陸別町も人口がどんどん減少してきているし、少子高齢化

がどんどん進む中で、果たして陸別町に何が起きているのか、これからの町づくりには何が求められているのかと。これは、先ほども話しがあったように、永遠のテーマだということなのですが、私たちの子供や孫のために、やはり私たちが今しっかりした何らかの行動を起こさなければいけないなど。そうしないと、取り返しのつかないことになる、そんなような感じがしています。これは行政だけでは決してできるものではありませんし、各産業界だけの問題でもありません。それぞれ町民も含めてスクラムを組んで、地域再生を目指した町づくりを、これも今すぐやるということが地域経済の活性化につながると、私はそういうふうに思っているのですが、最後に町長、それについてどうお考えですか。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 何が一番ということになると、やはり最後は人だというふうに思います。人のやる気とか、あるいはいろいろ打開していくとか、改革するとか、そういうやる気が一番大事だと言わざるを得ないというふうに思います。今まで、そういうことで陸別町はやってきたというふうに思います。特に、寒さを逆手にとったしばれフェスティバルなんていうのは、やはり何とかしなければならぬというような若い人たちの集まりの中から生まれてきたというふうに思いますから、そういう意味では、寒さを資源としているという発想、つまり今の現状を打開していかないと、議員お話のように、どんどん衰退していくのではないかとというのは、私もそういうふうに思っております。

ですから、さまざまな形で、さまざまなところを視察して研究する、これも大事だというふうに思います。全国の市町村がそういう悩みを持って、それぞれの土地で悩みを持っているというふうに思います。ほかから見ればよく見えても、中へ入っていくと悩みはたくさんあるというふうに思いますから、そういう意味では、それぞれ住民の皆さんの各種、各業界の皆さんの若い力で打開していく、打破していく、そういうやる気が一番大事だというふうに思います。簡単に言うことではないというふうに思いますが、どうしてもそこに行き着くというふうに思います。

陸別の高齢社会で、少子社会で、そして人口が減る中で、何とか雇用の場を新たな格好でつくりたいというのが願いであります。これもお話のように、我々ばかりではなくて、民間の皆さんと一緒にやって、次の時代に引き継いでいくというようなことしかできないというふうに思っております。そういう意味で、さまざまな要因があるにしても、やはりやる気を出して、その核になる人たちをどうやって動かして集めて、そして我々もできる限りのことをお手伝いしながら、未来に向けた新しい陸別町が必ず見えてくるというふうに思いますので、そういう形でやっていきたいなど、こんなふうに感じております。

○議長（宮川 寛君） 4 番野尻議員。

○4 番（野尻秀隆君） 我々もいろいろな立場で一生懸命同じように考え、また機会があれば提言させていただきたいと思っておりますので、行政のほうもしっかりとお願いしたいと思います。これについては、お答えは先ほどのとおりです。

それでは、二つ目、再生可能エネルギーについてということで、再生可能エネルギー、これはバイオマスもありますし、太陽光、あとは太陽熱、風力、雪、氷、雪氷熱ですか、あと、水力とかほかにもたくさんあるのですが、十勝管内でもこれは太陽光が多いのではないかなと思うのですが、8割ぐらいの町村で、行政、あるいは民間で再生可能エネルギー事業を展開してきていますが、陸別町として何かそこら辺、動きなり考え等があれば教えていただきたいといふふうに思います。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 再生可能エネルギーについては、もう全国的にこういう状況になっていますから、東日本大震災後2年たって、今、原発もああいう状況でありますから、何としてもエネルギーをつくり出していく方向は、これは大きなうねりとなっていくというふうに思っております。

陸別町としては、もう10年ぐらい前からバイオマスの家畜ふん尿について、当時、NEDOの補助金をもらいながら研究をさせていただきました。当時、まだ技術的にもうまくいかなくて、当時の結論では、家畜ふん尿を運搬したり、そして、それをいろいろ動かすに当たって、寒さも非常にこたえるというような結論でNEDOの報告書は終わって、陸別町としては当時、バイオマスについては寒さが非常に厳しいなということと、それから沢と沢が遠いわけでありますから、それをどこか1カ所にとということになれば非常に厳しいなということで頓挫をした経緯があります。

しかし、最近になって技術も進歩してきておりますから、私としては農協さんに話しておりますが、なかなか農協さんも動きが活発ではありませんけれども、再生可能エネルギーのバイオマスについて、陸別町としては酪農を基幹産業としておりますから、どうしても対応していかなければならないと、そのように感じておりますから、これらについてはさまざまな補助事業があるうちに、しかも売電の単価が高いうちに、それらについて見通しをつけていきたいなと、こんなふうの一つは考えております。

それと、もう一つは、日照時間も陸別町は長いわけありますから、民間の方々が太陽光の対応を考えているというふうに聞いております。これは、北海道経産局、さらに北海道電力の情報でございますが、陸別の日照時間を使って太陽光について対応をするという話は聞いておりますし、町としても空いている土地について考えていきたいというふうなことで、どのぐらいの面積をどういうふうに貸してやれるかということについては、1メガではなくてもっと大きいメガについて考えていきたいということで進めておりますが、まだ発表できるような状況まで至っておりませんから、陸別の太陽光については日照時間が長いという利点を生かして対応していきたいと、こんなふうにして思っております。

ただ1点、送電線の関係やら配電線の関係で、北海道電力がなかなか全量を買えるのかというようなことについては、経産局と北海道電力がいる会議の中で私も発言させていただいたのですが、売電に当たって北海道電力が拒否をするようなことはあってはならないということ、こちらが売電する量を全量買い取ってほしいというようなことについて

は、いろいろな制約があると言われております。これらについては、声を大きくして言わないと、なかなか過疎の町、使用電力によって買う電力についても制約があるようなことを北海道電力が言うわけでありますから、そういう面では北海道知事とも話し合いながら、これらについては要請活動も含めて、買ってもらうと、つくったものを買ってもらうというようなことを、ただ工事をするほうの負担ばかり求められるとなかなか対応できないというようなこともありますから、それらについてはもう少し力を入れて陸別の日照時間を生かしていきたいと、再生可能エネルギーに生かしていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（宮川 寛君） 4 番野尻議員。

○4 番（野尻秀隆君） 陸別町においても、そこら辺の動きがあるのだなど、余り詳しいことはまだ話せる段階ではないのかなど、だけれども、そういう動きがあるのだろうというふうに推察すると、あと、民間でも考えておられるところが何か所かあるようなこともちらちら聞いているのですが、将来的にこの再生可能エネルギー事業に対する、これは民間が例えば行くとすれば、町単独での補助金とか、あと優遇税制とかという、そういうことはどうお考えでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） バイオマス、あるいは木質バイオマスについてもありますが、太陽光も含めて熱とか風力とかありますが、必ず売電するということであります。ですから、投資をした分についてどのぐらいの期間で回収できるかというようなことに全国の業者の皆さんが対応し、計画しているというふうに思います。

陸別町としては、民間の人が対応できるように執行方針でも話しておりますが、商工関係で信用保証協会の貸付金の原資について、2,000万円ばかりふやしていただいております。これの3倍融資できるということですから、それらについて、ぜひとも対応していこうということも含めてやってきておりますが、今のところ売電するということになれば、恐らく太陽光では10年以内で回収できるというふうなことで、全国的に皆さんやっているというふうに思います。うまくいけば8年ぐらいと、かかる経費によるというふうに思います。そういうことがありますから、国としては買取単価を、今20年間高目にしておりますから、この後、来年度以降は恐らく下がってくると。買い取りの価格が下がるということですが、これらの推移を見ながら私どもも考えていかなければならないというふうには思っておりますが、基本的には民間の皆さんが投資した分について回収できるという見込みの上でやっておりますから、今のところこれといって補助金を出すとかいうところまでは至っていないような状況にあります。

○議長（宮川 寛君） 4 番野尻議員。

○4 番（野尻秀隆君） よくわかりました。

町長、先ほどお話あったように、売電絡みには、これからも北海道電力のほうにはしっかりと全部ということで進めていっていただきたいのと、あと、いろいろこれから先、発

生するであろうものに対しても、やはり何かしら魅力を持って、この町でやってよかったなと思えるような何かしら考えていただきたいと、そういうふうに思います。

これで私の一般質問、全部終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（宮川 寛君） 11時15分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番古田議員。

○2番（古田英一君） それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、最初に人・農地プラン、私ども一次産業にかかわる者としては、そろそろなじみが出てきた言葉かなと思いますけれども、まだまだ一般的には認知されていないかなと思っております。地域農業のマスタープランということで、それぞれの地域とか集落ごとに徹底的な話し合いのもと、集落とか地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図というようなことだと言われておりますけれども、具体的にどういう内容のものか、また記載される内容等をお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 議員おっしゃったとおりの計画だというふうに思います。これは、農家の皆さんに対して、食と農林漁業の再生推進本部というのがありまして、そこが平成23年10月、つまり1年半前ぐらいに内容を決定したと。どういう内容かということ、我が国の食料と農林漁業の再生のための基本方針とか行動計画について決定をしたということでありまして。それを農水省が受けて、都道府県を通して全国の市町村にこういうことでやりなさいよと、ついてはこういうメリットもありますよと、こういうことだというふうに思います。しかし、この根底に何があるかということ、やはり遊休農地が全国的な話でありますから、陸別だけを狙った話ではないというふうに思います。全国一律に考えると、遊休農地がどんどんふえてきていると。食料自給率は一向上がらないということ、恐らく農水省としては、もっと農地の集積も含めて積極的にやりなさいと、やらないと後々困るよというようなことだというふうに思います。

ですから、中身については農協さんが十分わかっているというふうに思いますが、農協さんとうちらと、それと普及センター、これらと会議を何回もしながら、この人・農地プラン、お話の地域農業マスタープランを立てなさいと、それを立てて認知されれば、次に補助事業も考えましょうというようなことで、全国一律で言っているわけでありまして、私としては気持ちは当然わかります、わかりますが、それぞれ地域で十分な話し合いをして農地の集積もしなさいということで、規模はこれぐらいですよなんて農水省は言っていますが、中山間地域では20から30ぐらいの大きさ、ヘクタール、これはもううちらはクリアしていますから、そういう意味では農業委員会があって、農地法に基づいて農地の

集積については着々とやっていますし、そういう面では陸別町としては、この方針、あるいはこの計画、マスタープランについて立てながらメリットを生かしたいこうと、こんなような形だと、こんなふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） 2番古田議員。

○2番（古田英一君） 今の町長がおっしゃった遊休農地、自給率等、また農地の集積等ですね、記載される内容、話し合いの成果品というのですか、その内容の中に農地の集積の工程とか地域の中心になる経営体と、また地域のあり方等が含まれるということであります。また、それも全国一律ということで、まだまだ陸別町にはなじみが薄い部分も多々あるかなとは思っております。

陸別町も昨年度来からこの取り組みを進めているとお聞きしておりますけれども、現在の取り組みの進捗状況等はいかがなものかというのをお尋ねいたします。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） この人・農地プランの危機感というのは、恐らく陸別もそうですが、高齢化にどんどん農家の皆さんもなってきておりますから、ここ5年先くらいにはリタイアが多くなるのではないかと、後継者がいないところはどうかと、こういう心配があるから、農業委員会も含めて農水省もそこら辺を心配して、片や食料自給率を上げなければならないとすれば、やはりそこら辺のことを対応をせざるを得ないし、もっともって全国的にやらなければならないよということだというふうに思います。

陸別町としては、このことを受けまして、地域の中心的な経営体を明確にするために会議を何回か開いております、現在、ことしの1月に分線地区について人・農地プランをつくりました。それで、これはそもそも実行組合単位でそういうことをやればよいなということできたというふうに思います。それは農協さんと話し合いながら、うちの担当者も話し合いながら、普及センターも話し合いながらということできておりますが、一応、分線地区ではそういう話し合いを何回か進めてきているところであります。

○議長（宮川 寛君） 2番古田議員。

○2番（古田英一君） 今、分線地区でもう作成したということであります。当然、地域の実情に合ったものを作成して、メリット、デメリット、いろいろなものが人・農地プランの作成に当たってついてきているわけですが、こういう話し合い等がうまくいかどうかというのは、調べますと、市町村とか関係機関の事前準備が非常に重要にかかわってくると言われているそうであります。また、取りまとめもアンケートをとって行って、その地域の農家やその地域にどういう問題があるのかというものを緻密に意見交換をして進んでいくというのが、スムーズに話し合いを行う一つの重要なポイントであるというふうに言われておりますけれども、その分線地区でもうつくったとおっしゃったときの、どのように作業は流れて、作成をしたかをお尋ねいたします。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 流れの話であります、先ほどお話ししたとおり、農協の皆さ

ん、そしてうちの産業振興課の職員、それと普及センターの皆さんで会議をしながらやってきたというふうに思います。その中で、農協の職員の方が2人、農業委員会の事務局長、それに十勝農業改良普及センター、このメンバーが2人、それと女性農業関係者、JAの女性部関係ですね。それと、その地域の大規模個別経営農業者、それに農業法人経営者の以上7名で検討委員ということで進めてきたというふうに思います。一応、立ててはいるのですが、ここに来て農協さんとの話し合いで、その分線地区だけで果たしていいのかという、つまり当初はJA陸別の実行組合単位でのプランの作成をしようということに進めてきて、分線が成立して進んでいるのですが、そうではなくて、もっと陸別一円にした形の、そういう陸別地域、人・農地プランというようなものを作成したほうがいいのではないかというふうなことで動いているというふうに聞いております。これは農協の皆さん初め、その関係者、それから改良普及センターの皆さんと話しをして、そういうふうな方向になってきていると、そういうふうに私ども聞いております。

○議長（宮川 寛君） 2番古田議員。

○2番（古田英一君） 今、町一円で行ってはどうかというようなことをお聞きしましたけれども、自分も分線地区がやっている、次はトマム地域とか上陸地域、トラリ地域が来るのかなとは思っておりましたけれども、できることだったら一円で進めていったほうがいいかなという、今、聞いた中ではそういう思いもしております。ただ、本当に、先ほども言いましたけれども、行政がどう進めるかというのにかかっておると。また、プランづくりのノウハウ等もいろいろな団体から出されておまして、その中でも、先ほど言いましたアンケートをとると。そして、意向を確認すると、そしてまた原案等を町が率先して検討会等で審査検討をして、それで農家の方々と何度も話し合いをするということがスムーズにいくということでもあります。

また、これも最初から完璧なものができるというようなこともなく、何度も見直し等もされてもいいということが言われておりますので、その辺を集中的に25年度で進めていっていただきたいなど。これについて、さまざまなメリットがあります。デメリットもあるとは聞いていますけれども、今の農業界、酪農関係にとってはメリット、青年就農給付金、スーパーL資金等、農地集積協力金等ですね、さまざまなメリットがあると思うので、早急に町の主導で取りまとめていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） もちろん、今までもプランづくり、そして検討会をやってきておりますが、町としてはできることについては積極的にやっていこうというふうに思います。しかし、最終的には農家の皆さん、特に農地の移動とか集積とかということについては、経営の根幹にかかわることだというふうに思いますから、最終的には農家の皆さんの考え方、これがやはり何としてもそれなしではやっていけないと、そういうプランだというふうに思っておりますから、私どもできるだけのことはしますが、最終的には経営の間

題に触れていきます、必ず。そして、先ほど分線だけでということを進めたけれども、陸別一帯でやらなければならないということについては、特に沢違いで農地を持っている農家が陸別はありますから、上陸の人がトマムとか、そんなような状況がありますから、一円で考えざるを得ないということに至ったというのが、私としても当然だというふうに思います。

やはり、後継者の問題も含めて、農家経営の根幹でありますから、農家の皆さんが積極的に話し合っ、腹を割って話し合わないと、農地の集積なんていうことはできないというふうに思っております。その辺は、国も十分、遊休農地解消のために、農地法の適用の運用について、もっともっと地域の中心となる農業経営体に貸しつけて農地を集積する方向に誘導しなさいと、国はこう言っているのです。農業委員会、農地法は変わらないわけでありまして、ですから、そこに誘導しなさい。また、積極的に指導を、農業委員会等がしなさいということ、やはり農地の集積によって効率のいい酪農を進めなさいと、こんなようなことだというふうに思います。

ただ、この予算が大したものではないですね。今回出ているのは、その農地集積協力金なんていうのは全国で65億円です。これ、47都道府県で割ると1億3,000万円ぐらいですか、大したものではないですね。それと、戸々の中にいくと2ヘクタールを超えるものでも1戸当たり70万円ぐらいの、その農地プランを作成するに当たって協力金として、こんなものしか出せないよということでありまして。ですから、全国一律の話で、なかなか先が見えてこないなというふうに、私自身は感じていますが、積極的に地域でもって話し合いをしながら、後継者がいないところについては何らかの格好で集積をすることがどうしても大事だというふうに思います。

昨日、T P Pの集会に行ってきましたけれども、議長初め議員の皆さんも行って感じたというふうに思いますが、このままではなかなか自給率を上げられないのではないかと、いうふうに思っているところに、なおかつT P Pということでもありますから、もっともっと訴えをしないとなかなかいい方向に向かないなというふうに私も感じてきたところであります。

○議長（宮川 寛君） 2番古田議員。

○2番（古田英一君） 今、町長のおっしゃるとおり、農地集積関係では確かに協力金という形で、一律で65億円というようなことが言われております。また、農地法、また規模拡大加算等も100億円というような金額がつけられておりますけれども、これも全国一律でということでもあります。

また、お話の中でも、農業委員会とのかかわり等もおっしゃっておられましたけれども、ぜひ、この人・農地プラン、地域の未来の設計図というものを速やかに確立をしていてもらいたいというふうに思うわけでありまして。

続きまして、今、T P Pという話がありましたけれども、酪農肉用牛生産近代化計画書なるものが陸別町でも示されております。平成23年9月に示されておきまして、目標年

が32年ということになっています。中身としましては6項目があります。近代化に関する方針、生乳の生産数量並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標、経営の改善目標、そして飼養規模の拡大のための措置と、飼料の自給率の向上のための措置、また、集送乳や流通の合理化のための措置と。なかなか一般の方は目にすることはないと思いますけれども、どれをとっても非常に的を射た計画書になっているなということが伺えました。

その中でT P P問題、また円安問題等、飼料高がありまして、最近では自給飼料基盤に立脚した経営体質の強化ということが非常に叫ばれているわけでありましてけれども、この近代化計画書の中にもそういうことが言われております。それで、実質的には農協と関係機関に関するものだと思いますけれども、町としてはどういうふうに経営体質の強化を図っていくか、どのように進めるかということをお聞きいたします。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） お話の陸別町酪農肉用牛生産近代化計画書というのは、平成23年9月に立てております。これは、今始まったことではなくて、昭和41年から営々と続けてきているということです。41年から10年計画を5年ごとに見直しながら今日まできているということでもあります。

議員のお話のように、寒地農業、陸別町としては酪農主体でありますし、それに加えて肉用牛についても生産していこう、いかなければならないということの計画でありまして、特にお話しの穀物の価格がどんどん、今、世界的に上がってきておりまして、そういう高騰の中で配合飼料を買うのがだんだん高くなって、最後は買えるのかどうかぐらいのことを心配しなければならない時代だというふうに思います。なかなか外国でも穀物を出さないと、出しても高い、高い飼料を買うということになれば、何としても陸別町としても自給飼料について高めていかなければならないというのは議員おっしゃるとおりであります。私どももそのように思って、この計画書がそういうことなのでありますが、なかなかそれが目標どおりにいっているかということ、決してそういう状況にないなというふうに感じております。

しかし、陸別町としては、農家の皆さんがそういう計画を立てながら、乳用牛の頭数の目標、あるいは肉牛の頭数の目標というのは、10年単位ぐらい、あるいは5年単位で一定程度作りながら、それにはどうしたらいいかということの近代化計画書だというふうに思いますから、関係機関集まってそれらについてつくった計画でありますから、農家の皆さんがその自給飼料をつくれるような形に少しでも近づけるようなことを私どももお手伝いしなければならぬと、こんなふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） 2番古田議員。

○2番（古田英一君） その中にも書いてありますけれども、飼料供給面積等をふやすというようなことも書いてありまして、やはり今、町長がおっしゃった基盤整備、つまり計画的な草地更新とか暗渠排水の整備ですか。また、最近、異常気象でいろいろな水害が起きておりますけれども、側溝等排水路の整備等ですね、いろいろあります。そこで思うの

ですけれども、やはりこういうものを町内で自己完結をして、地元の業者が対応できる、そういうような整備仕様書等をつくりまして、同じ企画で同じ金額でよりよいものを提供するような仕組みですね、そういうものをつくっていったらどうかと。そうすることによって、一次産業、またまた地元企業も、地元の中でお金が回るといって、そういう仕組みができていくのではないかなと考えるのですけれども、今私が言ったような仕組み、システムというのは、町長はどう考えられますか。また、将来的にもそういうシステムを支援していくと、そういうような政策等を考えていただきたいというふうに願うわけでありませぬけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） そもそも、この計画書の裏にあるのは、国あるいは北海道を通じての話ですが、北海道も大いにかかわっていますし、食料の自給率アップしなければならないとか、そういうことも含めて、国としてはこういう計画書をつくれれば補助金出しますよと、こういう代物だというふうに思います。そうすると、最終的には北海道が認知して、北海道としてこの工事をやります。例えば、畑地帯総合整備事業、これらについても国が半分出しますよとか、こういうことで、草地について、あるいは畑について改良して暗渠を入れたり、さまざまな改良をするための、どうしても計画書に見えてくるのです。ですから、こういう計画を立てれば補助金を充てますよという、相変わらず農水省の考え方ですから、それにのっかってくると、どうしてもその息のかかった北海道全体の業者とか、あるいは十勝の大手とか、そういうふうにならざるを得ないというのは、私も非常に北海道に対しても、地元の業者がいるのですから、それを指名してほしいということを再三言っているのですが、これ今まで成功したことはないですね。そうとられたことはない。つまり、そういう仕組みできていますから、補助金をもらうということになると、そういうひも付きになると。残念ですが、単費でやるのであれば、議員おっしゃるようなことで十分対応できるというふうに思います。また、そうやってしないと、地元の業者がなかなか指名のチャンスがないということです。

いずれにしても、酪農とか乳用牛、つまり乳牛の数をこのぐらいにしようということについては、恐らくもう10年間の目標を達成したと思います。8,000頭、8,100頭ぐらいいっていますから。肉用牛については、ちょっとまだ目標が恐らく1,800ぐらいだと思ったのですが、まだ1,200か1,300ぐらいですね。ですから、そういう面で陸別町としては早くから、平成19年ぐらいから優良家畜の貸付事業を積極的に8,000万円用意してやっておりますから、そういう面では肉用牛、あるいは乳牛については少しずつ対応されて、それが乳量に反映されてきているなど、こんなふうに感じておりますが、我々独自でこれらの計画を見ながら、独自でやらなければならないことについてはやっていきたいというふうに思っております。

担い手の国の事業については終わりました。この後、道営の草地整備事業で対応できるように、25年、6年にかけて、27年ぐらいには早くしたいなというふうに思っております。

ますが、それに手を挙げて対応して、農地の改良等も含めて成績が上がるようにしていきたいなど、こんなふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） 2番古田議員。

○2番（古田英一君） 今、お話にありました、平成21年度から実施している畜産担い手育成総合整備事業、これも非常にメリットがあった事業だなとは思っております。今年度からは道営草地整備事業の採択に向けてということでもあります。これも、先ほど私が言った、町内で自己完結とあわせてその辺を勉強して、両方にらみつつ進んでいってほしいなと思うわけでありませう。

次に、私もなかなか詳しくはないのですが、成年後見制度についてであります。これは、たしか2000年にできた制度と聞いております。通称というのですか、市民後見制度とも言われている制度でありますけれども、一体どういうものかというのを町長のほうからお示しいただきたいと思っております。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） お話の成年後見制度についてでございますが、これは認知症とか知的精神障害などによりまして判断能力が十分でない、そういう方のために、不利益をこうむらないように、家庭裁判所に申し立てをして、これは本人が申し立てる、あるいは本人ができないときは家族が申し立てる、家族が申し立てられないときは市町村長が申し立てるとことでありますが、家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人をつけてもらう、そういう制度が成年後見制度だと、こういうふうに理解をしております。

○議長（宮川 寛君） 2番古田議員。

○2番（古田英一君） 大まかに言えば、今、町長がおっしゃるような内容だと私も認識をしております。2000年4月1日に介護保険法と同時に施行されまして、車の両輪というようなことをしばしば言われているようでもありますけれども、陸別町は地域としていち早く高齢化社会が到達してきていると思っております。また、人口の減少もそうでもありますけれども、制度としてよく理解をしておくことが非常に重要だと考えておりますけれども、この中で、いろいろ後見人の養成等の推進事業というのが道のほうからも示されておるところでありますけれども、町としてもそういう観点から市民後見人養成等の事業に参画していくお考えはありますか。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） お話の市民後見人養成の制度についてでございますが、これは非常に難しい、管内では帯広市と、それから音更町と本別町が行っているというふうに聞いております。この成年後見人につきましては、財産だけではなくて身上監護、監護は監督し保護するということですが、身上監護がかかわりの中で最も重要になると、こういうふうに言われております。ですから、施設入所者には不要だということで、私ども公の立場の者がなれるものではないと、この市民後見人にですね。最近、そのなり手を確保する

ために、各地で市民後見人養成研修が行われているというふうに聞いております。

ただ、非常に中身が厳しくて、北海道の委託を受けた8団体のみがこの研修をできるということを聞いております。しかも、トータル50時間以上の基本的なカリキュラムを修了した方のみが市民後見人となることができるというようなことで聞いております。

○議長（宮川 寛君） 2番古田議員。

○2番（古田英一君） 今の道からの委託が8団体というのは初めてお聞きしたわけなのですけれども、非常に難しい面が多々あるのかなとは思いますが、聞くところによりますと、結構、弁護士とかそういうような資格を持った方も必要であるという場面が出てくると聞いております。ただ、先ほども言いましたけれども、この制度を利用して、過去には町民もそういうことがあったと聞いておりますので、町自体でそういう対象者が出てきた場合にでもアドバイス等の対応ができるように理解をしておくことが非常に重要ではないかと考えますけれども、再度いかがでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 先ほど言った8団体というのは、お話のように弁護士とか、あるいは行政書士とか司法書士とか、あるいは社会福祉法人等々ということで、非常にこれは北海道はプロポーザルの結果、東京大学を代表とするそういう共同体が受託することに決定したと、こういうふうに聞いております。ですから、なかなか講習を受けるにしても厳しい状況があるのかなというふうに感じております。

それで、お話の当町の関係であります。これらの後見人が必要と思われる方々がいるのかということですが、介護保険計画をつくる際に、いろいろ調査の段階で、恐らくこの後、あるとすれば五、六名の方はそういうことになるのかなというようなことを担当のほうから報告を受けております。ただ、現状でいるということではなくて、この介護保険計画の調査の段階でそういうふうに感じたということ聞いております。

陸別町としては、過去に2名の方が、足寄町にありますNPO法人によるこの制度を利用いたしました。福寿荘におられる方が、この制度を足寄のNPO法人により受けるときに、私も立ち会いをしたところであります。この後、新たな対象者が出てくるというのは非常に少ないというふうに担当でも考えておりますが、もし、発生すれば、今までの足寄町のNPOで対応ができるのではないかなというふうに思っておりますし、そこと連携しながら希望者の要望に対応していきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（宮川 寛君） 2番古田議員。

○2番（古田英一君） 次に行きます。

水資源を活用した水ビジネスについてでありますけれども、25年の町政執行方針の五つの町づくりを進めるに当たり、自然や資源を生かした地場産品の開発を充実させ、各分野での地域経済活性化と継続的な雇用を具体化させるというのがあります。その中で、水資源を活用したミネラルウォーターを事業化しようとしていると思っております。これは、調べたところ、経済産業省の試算でありますけれども、2007年ですか、世界の水

市場規模というのがあります、37兆円だそうです。それが今、2013年でありますけれども、2025年には87兆円に成長すると、大体2.4倍というように言われております。また、この水ビジネスというのはいろいろあります、上下水道設備や海水淡水化プラント等の水インフラ施設の建設とか運営事業等、また、汚染水の浄化事業と、それと、当町でやっておりますボトル水や家庭用浄水器製造事業など、全ての水に関係するものを総称して水ビジネスと言われているところであります。

そこで、陸別チャレンジプロジェクト関係の中で、ミネラルウォーター開発事業ということで予算を取りまして、町内販売を中心に販売強化、将来に向けた販売調査と課題の発掘とか整理を行って行って、陸別町内における生産施設の可能性についても調査、研究を継続するというところであります。

そこで、私は、今のミネラルウォーターの事業を町が管理運営する一大事業に育て上げてはどうかというのを考えるところでありますけれども、町長はいかがお考えですか。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 水の関係について、水のビジネスまでいきましたけれども、そもそも発想は、陸別の水が非常に冷たくておいしいということから何とか全国に発信したいと、そういう素朴な考えがずっと何十年もあったというふうに思います。これらを具現化何とかできないかということで、少しずつ今、進んでいる最中でありまして。水道水で対応してきておりましたけれども、それではなかなか、全国のアンケートによると、水道水ということになるとちょっとランクが落ちるのかなというふうに私は感じました。ぜひとも、ミネラルウォーターで対応したいなというふうな、新年度について3万本をつくりたいと、しかもミネラルでやりたいということに一步ステップアップしたわけでありまして。

お話の、これを独自で製造すべきかということについては、非常にいろいろなクリアしなければならないことがたくさんある状況だというふうに思います。今のところ、新年度も委託してやろうとしておりますが、そこら辺の見極めをどうしてもしなければならないというふうに思っております。ただ、いろいろな価格の問題、単価の問題、輸送費の問題等々ありますから、そこら辺でどういう方向性を見出していくか、これらについては民間の皆さんの力も、あるいは考えも、ぜひとも取り入れなければ、自治体単独ではできないことだというふうに思っております。いろいろな意見も集約しながら、ハードルを超えていければいいなというふうに、今のところそういう段階であります。

○議長（宮川 寛君） 2番古田議員。

○2番（古田英一君） さきの議員も多少触れられていたかと思っておりますけれども、今、エネルギーの地産地消というのが考えられて、本当に進んできているなという気がしております。家畜、木質バイオマス等、また、太陽光、水力等いろいろありますけれども、私はミネラルウォーター事業、これが陸別町の活性化なり財政の好転に貢献できる、そのぐらいの事業に育っていく可能性が十分あるというふうに思います。

また、これも一般町民とか町の企業でありますと、設備投資に膨大な費用がかかるとい

うのも聞いております。つまり、進めにくいものというのを町の独自で、単独で立ち上げると。町民、企業ができるものは、加工センター等もありますけれども、いろいろお手伝いをして住民のサービスに貢献していくというような分けた考え方を進んでいってもらいたいと思っているわけでありまして。

そこで、24年、25年と進めてきた事業ですけれども、今後は現状のまま、委託製造を続けるか、もう一つ、私の個人的な考えですけれども、20億円とか多額の費用をかけてミネラルウォータープラントを建設して、10年、20年後、またそれ以降の後世の町民にすばらしいプレゼントを残すか、そういうことを考えますが、町長は今私の言ったどちらを選択しますか。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） エネルギーの問題からいって、あるいは、陸別にしかないようなものについて積極的に対応するという気持ちについては、私も同感でありますし、また、今までもやってきましたが、これからもそういう方向性でやっていきたいというふうに思います。

議員おっしゃることにつきましては、大変貴重な意見として頭の中に入れておきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） 2番古田議員。

○2番（古田英一君） もう一つありました。やめてしまうというのも、三つ選択肢があるかなと思っておりますけれども、町財政の改善とか自治体のサービスの向上、また、町民生活に資するもの、全ての財源になるものを町が生み出すという、新しい地産地消というような考えもあるかと思っております。そして、全ての町民とか企業の全ての税負担、利用負担、また、医療負担等をゼロにする初めての町というのも、将来的には考えられるかなというようなことをちょっと思ったりもしております。現実的には、幾つものハードルがあるとは思っていますけれども、そういうふうになることを目標に持って、陸別で過ごしたいと考えている人も少なからずいるかなと思っております。

最後に、この今、私のしゃべった構想というか、そういう目標についての率直な町長のお考えをお聞きしまして、一般質問を終了させていただきます。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 夢と言ったら怒られるかもしれませんが、そういう考え、発想というのは、やはり究極の夢といいますか、究極の問題だというふうに思います。それを求めていくのが、自治体として、あるいは町民として、そういう方向でいけば本当にすばらしい自治体になれる、町になれるというふうに私も思いますが、究極の目的として私も捉まえていることをお話させていただきました。

○議長（宮川 寛君） 以上で、一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 議案第10号陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第3 議案第10号陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第10号陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、トラリ地区営農用水道の水道施設更新に伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、建設課長のほうから説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 小栗建設課長。

○建設課長（小栗幹夫君） 議案第10号陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

資料の10を見ていただきたいのですが、資料の10のほうに新旧対照表ということで表が載っております。その中で、アンダーラインを引いた部分に変更になった箇所があります。

トラリ地区営農用水道の日最大給水量が182立方メートルから185立方メートルに変更になったということです。この変更になった理由なのですが、水を取り入れる方式が自然流下の方式から深井戸方式に変わって、その深井戸のポンプの能力が一日当たり204立米になります。この204立米に90%を掛けた値が185立方メートルということになります。

今まで雨が降ると、濁度が上がり警報が頻繁に起きました。このたび、深井戸になることによってそういった心配がなくなり、安心・安全な水を供給できると確信しております。浄水場に関しましては、第2トラリ地区の浄水場は完成したということになります。4月1日から正式に稼働するということでもあります。

それでは、議案のほうに戻っていただきまして、陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例（昭和58年陸別町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「182立方メートル」を「185立方メートル」に改める。

附則。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以降、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第10号陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第11号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第4 議案第11号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第11号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございますが、福島復興再生特別措置法におきまして、居住制限者が定められたこと及び暴力団員に係る明渡請求の要件等を改めるため、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、建設課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 小栗建設課長。

○建設課長（小栗幹夫君） 議案第11号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

資料の11を開いていただきたいのですけれども、資料11に新旧対照表ということで、アンダーラインの部分が変更になった箇所になります。その部分を説明していきます。

第5条、アンダーラインの部分、「及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第20条第1項に規定する居住制限者（次条第2項において「居住制限者」とい

う。)」が追加されております。第20条第1項というのは、災害により滅失した住宅に居住していた方ということになります。

次、第6条第2項の部分で、それに伴いまして、「及び居住制限者」というアンダーラインの部分追加されているということになります。

次に、第38条の3、削除となっているのですけれども、これは、ちょっと先に、下の第39条住宅の明渡請求の部分の第6号の部分で、入居者または同居者が暴力団員であることが判明したときということで、新のほうは暴力団員ということで明らかに明記されております。旧のほうは、入居者が前条の規定による勧告に従わなかったときということで、勧告という部分がなくなるということで、先ほどの38の3、勧告という部分が削除ということで、今後使わないということで削除になるということになります。

第54条、ここの部分に関しましては、「土地」を「敷地」というふうに改めております。この「敷地」という意味なのですけれども、建物や施設を設けるための土地ということで、曖昧な土地という言い方ではなくて、あくまでも建物を建てる土地ということに変更になっております。

それでは、議案のほうに戻っていただきまして、陸別町営住宅管理条例（平成9年陸別町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「被災者等という。）」の次に「及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第20号第1項に規定する居住制限者（次条第2項において「居住制限者」という。）」を加える。

第6条第2項中「被災者等」の次に「及び居住制限者」を加える。

第38条の3を削る。

第39条第1項第6号を次のように改める。

第6号、入居者または同居者が暴力団員であることが判明したとき。

第54条中「土地」を「敷地」に改める。

附則。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以降、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） 居住制限者というものを加えるということですが、具体的に、その居住制限者というのはどういうふうなものを、もうちょっと優しく教えていただきたいと思います。それと、暴力団員であることが判明したときということで（6）にありますけれども、この入居者または同居者が暴力団ということが、どのような形で町としては判明したことを把握できるのか、どのような方法があるのか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 小栗建設課長。

○建設課長（小栗幹夫君） まず、居住制限者なのですからけれども、原発事故により、そこに居住制限が加わってしまったと。今までは、津波に被災した人たちということなのですからけれども、改めて今まで想定外の原発事故ということで、津波に被災していなくても、そういった放射能の関係で居住制限を受けた方のための救済措置ということでもあります。

あと、暴力団員の方ということなのですからけれども、この方をどうやって判明していくかということなのですからけれども、従来から入居する際に警察に問い合わせしております。そういった中で、明確に暴力団員でないということ。現在は入居はさせておりません。判明した時点で、当然入居させていないという実態であります。途中で、そういったところに入った場合に関しましては、こういった条例に基づいて、今まで勧告という、ちょっとぬるい感じだったのでありますが、今度は明らかに出ていってくださいというような形がとれるということでもあります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） 暴力団員の関係ですからけれども、入居時には警察に問い合わせをして、この方はどうなのだろうということを調べてから入居させているという分についてはわかるのですけれども、途中でそういうふうになった場合、警察のほうからでもお知らせとか何か通達というのですか、そんなものが町のほうにはあるのでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 小栗建設課長。

○建設課長（小栗幹夫君） そちら辺は、そういった、警察のほうもどこに居住してということまで把握した場合は、当然、こちらのほうに連絡が来るかなと思うのですけれども、現在、そういったことは、うちらも想定はしていないのですけれども、万が一そうなったときは、そういった警察の協力も、当然、そういった公的なものにできるだけ、暴力団員が入らないようにということで、警察も当然把握している話なので、そういったときには、連絡なり来た場合は、うちらとしてはこういった条例に基づいて対処していくという方針であります。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから、議案第11号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第12号陸別町農畜産物加工研修センター条例の一部を
改正する条例

○議長(宮川 寛君) 日程第5 議案第12号陸別町農畜産物加工研修センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第12号陸別町農畜産物加工研修センター条例の一部を改正する条例についてでございますが、陸別町農畜産物加工研修センターにおいて、地場産品の研究開発等、製造販売を推進するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、産業振興課長のほうから説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 副島産業振興課長。

○産業振興課長(副島俊樹君) それでは、議案第12号陸別町農畜産物加工研修センター条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

まず、資料についてですが、本日、資料12-5を追加させていただいております。

平成24年9月の定例会におきまして、従来の食生活の改善を目的とした研修及び地場産品の開発に新たに製造販売を当施設の事業に加えた条例改正をさせていただいております。今回の改正は、製造及び販売が今後本格的になることにより、当施設の使用料について有料とする内容でございます。今までは、町外の方が利用する場合は条例に定められた使用料がかかり、町民の方は無料となっております。今回この使用料の項目を改正して、町民の方も有料とする内容でございます。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

説明資料の12-1をごらんください。

今回の改正に係る新旧対照表ですが、右側の改正前の中で、9月に改正したところは下線、アンダーラインで表示しております。今回改正となる部分は、二重の下線、アンダーラインと斜めの文字で表示しております。

資料12-2の下段、第6条第2項であります。

この右側の改正前、第2項、「前項に規定する使用料は、使用者が陸別町民の場合は無料とする」を、左側の改正後ということで「次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる」ということで、第1号「児童生徒等が学校行事等で使用する

とき」、第2号「町長が特に必要があると認めるとき」に改正しようとするものであります。

また、資料12-4の附則のところですが、改正後の附則として、施行期日、経過措置を加えております。それと、資料12-5で、別表第6条関係ということで、右側が今までの条例による料金区分、左側が今回新たに設定する料金区分となっております。

今までは、部屋ごと、時間帯ごとの使用料をそれぞれ設定しております。今改正につきましては、これも部屋ごと、時間帯ごとの使用料をそれぞれ設定するものでありますけれども、この設定につきましては、他町村で研修と製造等を両立して行っている施設を参考にしながら、また、施設を建てたときの使用料の算出の考え方などを踏まえまして算出しております。その後、陸別町農畜産物加工研修センター運営協議会等にも諮っております。

今までは、部屋ごとに違う使用料の体系になっておりましたが、これが複雑にならないように、改正後は、研修室以外の加工室については統一としております。基本となるのは、上段の町民の利用、研修、試験販売、販売を伴うイベントの表であります。研修とは、今までも御利用いただいている一般的な利用を想定しております。試験販売は、利用する方がみずからの目的のために、商品化に向けて、試験、研究及び試験販売する場合を想定しております。販売を伴うイベントにつきましては、町内の団体が、例えば、しばれフェスティバルの売店に参加するなどのために利用する場合を想定しております。

次の表の中段、町民の利用、営業（営業目的のもの）としておりますが、これは試験販売等を行った後、順調に販売ができる状況になったときを想定しております。試験製造開始からおおむね1年を想定しておりますが、その時点で聞き取り等により判断することとしております。この表は、上段の2倍に設定をしております。

一番下、下段の町民以外の利用でございます。これは、今までの料金表に該当するものでありますけれども、これは町外の方が研修で利用する場合を想定してございまして、営業目的のものは除いております。

それでは、議案書の3ページにお戻りください。

陸別町農畜産物加工研修センター条例の一部を改正する条例。

陸別町農畜産物加工研修センター条例（平成8年陸別町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

第2項、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

第1号、児童・生徒等が学校行事等で使用するとき。

第2号、町長が特に必要があると認めるとき。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）。

町民の利用（研修・試験販売・販売を伴うイベント）。

農産加工室、午前500円、午後600円、全日1,100円、夜間500円。畜産加工室、乳製品加工室も同額でございます。

研修室、午前200円、午後300円。全日500円、夜間200円。

町民の利用（営業目的のもの）。

農産加工室、午前1,000円、午後1,200円、全日2,200円、夜間1,000円。畜産加工室、乳製品加工室も同額でございます。

研修室、午前400円、午後600円、全日1,000円、夜間400円。

町民以外の利用（研修・営業目的を除く）。

農産加工室、午前3,500円、午後4,200円、全日7,700円、夜間3,500円。畜産加工室、乳製品加工室も同額でございます。

研修室、午前1,400円、午後2,100円、全日3,500円、夜間1,400円。

備考1、使用準備、後始末のために、上記時間帯の前後1時間を使用するときは、使用料を徴収しない。

附則。

（施行期日）。

1、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）。

2、改正後の第6条第2項の規定及び別表は、この条例の施行日以後の使用料から適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

以上でございます。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） 加工センターを新たな形に使っていくための改正だというふうには思いますし、料金の設定をしたということの説明も今ありましたが、ここを以前から使っていた方々、それからいろいろな方から意見をいただいて決めてきたのではないかとと思いますが、この料金設定に当たって、いろいろな意見というのはどのようなことが出ていたのか。それをまとめてこの数字を上げてきたのだと思いますけれども、その辺の経過についてももう少し、料金の額について経過をお知らせいただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 料金の設定につきましては、他町村の事例、それと当施設の当初の積算方法等を勘案して原案をつくりまして、その後、内部で協議、そのほか運営協議会に諮った後、利用される団体の方に集まっただいて説明をいたしております。その中では、額につきましては、おおむね妥当だということのお答えをいただきまして、利用されている方につきましても、ほかの町の施設等も有料であるということと、そ

れほど高額ではないということもありまして、その説明会の中では了承といいますか、了解をいただいているところでもあります。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、改めて、加工センターの条例の改正ということでお尋ねをいたします。

昨年の9月の段階で、前課長にこの第2条の2の農畜産食品等の製造及び販売ということでお聞きをしていました。そのとき、まだ要綱、要領、全て決まっていませんので、はっきりした段階でお示しをして議論をしていただきたいと。また、他町村の例を参考にしながら、この加工センターの運用に当たっては上手に当たっていくということの回答を得ております。

それで、再度お尋ねをいたしますけれども、この加工センターというのは、今、町民の利用、町民で営業目的のものとなりますけれども、例えば、ここで物をつくる場合に当たって、仮に町民の方がいろいろな物を持ち込んで、アドバイザーの方にアドバイスをいただいて、ある程度の商品ができた。そして、試験販売等をするときはこの金額と。それで、営業目的のもの、でき上がったもの、いよいよ今度は完全に売りたいというときは、この利用料金ということはよろしいのですが、そこで問題になってくるのが、そのできたものが個人のものなのか、町がアドバイスをして製品化したものだから町に権利があるのか、そこら辺だと思うのです。それが前回の条例改正ではまだ決まっていないのでという前課長の答弁でした。

そこで、はっきりとできたものの商品のラベルには、製造元は陸別町加工センターと載るのか、そこですよ、問題は。それと、販売する人は仮に個人であれば、私の名前がつくとか、いろいろ会社の名前とかがつくと思うのですよね。そこで、そういう段階で、権利だとか何かって、前回、そういう言葉があったのですけれども、それは料金を払うということですから、当然それはなくなるという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） その製造する関係につきましては、いろいろなパターンが想定されておまして、町が発案して、町がつくったものにつきましては、町が販売するという形になりますけれども、利用されている方、町民の方、または企業の方がこういうものをつくりたい、こういうものをやってみたいということで相談に来た場合、町の職員並びにアドバイザーがアドバイスしながら一緒に商品化に向けて進めていきます。それで、商品になった段階で、権利といいますか、レシピといいますか、そういったものは、その提案者のほうに帰属するものと思っております。ただ、ラベルの関係につきましてはいろいろな規制もありますし、その製造元、製造責任をはっきりさせるということもありますので、加工センターの営業許可でそのまま外に出す場合につきましては、製造者は加工センター、陸別町というふうになります。ただ、加工センターを使って物をつくりた

いという人が個人で許可を取得した場合はその人の名前で、製造場所が加工センターということで出すことができます。今のところ、そのようなパターンが想定されておりまして、今後いろいろな相談ですとかアイデアを提案いただいたときに、センターとしても町としても、今、何が進んでいるのかというのを把握できるように、ペーパーで提出して、紙を出して、簡単なものなのですが、どういったものをつくるというのを出していただいて、その中に提案者の名前ですとか、将来、ものになったときに、そのレシピを公開するとかしないとか、いろいろなところも含めて検討する材料ということでファイリングしていくように現在のところ考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 他町の例で言いますと、上土幌町は牛乳を持ち込んで乳製品の開発をしたと。町はあくまでもお手伝いの段階で、施設を有効利用してくださいと。それで、個人の方々が販路拡大につながって、ある程度、この商品は、ああ、道筋が立って売れますよと。若干余裕も出たので自社工場を持ってやりますと、そういう形は問題ないと思うのですが、そこまでの間の段階は、個人も初めての商品で力もないですし、売れるかどうかはわかりません。そういう考えで、町はあくまでもずっとお手伝い的な考えで、町が権利を有するとか何とかということは、ほかに置いておいてもいいのではないかなと思うのです。それがどうもひとり歩きして、仮に町がつくって、町の商品で、町が売り出すとなれば、町が1万個の発注できたとなったら1万個をつくって、1万個の材料を買って、それをつくるようになると思うのです。そういうことはやはり考えられないと思うので、あくまでも個人の方々が持ち込んだことに関しては、ある程度の道筋が立つまで、やはり加工センターを有効活用していただきたいという考えだけで僕はいいと思うのです。

それとあわせて、これには要綱はないのですが、仮に、これからの加工センターのあり方ということで、月曜日はアドバイザーの方がいろいろな商品加工で使うとか、そういう曜日に分けて、ある程度のお示しがいいのかなと。仮に土日をあけますよということも、これから考えられると思うのです。土日の有効活用であれば、一月のうちに2週間ぐらいは、町民の皆さん使ってもいいですよという考えもあってもいいと思うのです。そういうところの考えはどうなっているのか。

それと、食品ですから、恐らく先ほど言いましたように、製造元が加工センターということであれば、もし食中毒が出たと、そういうときが一番の大きな問題だと思うのです。今のPL法でしたか、それが一番の問題で、そういうことにどう対応するのか。例えば、町と個人の製造元とで、折半してそのPL法の保険を払っていくとか、そういうことも今後考えられていくので、そういうこともきちんとある程度の筋道を立てておいたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、どういうお考えでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 利用される方が材料を持ち込んで、いろいろ研究等をしていく場合は、議員のおっしゃるとおり、町も全面的にバックアップということで考えております。その際、何をどれぐらいつくっていくといたしますか、そういった大まかな計画を内部のほうでも審議しまして、これは町でも全面的に進めていくというふうになれば、町の仕事として最初は進めていくことになるかと思えます。その後、順調に進んできた場合は、また別の段階に進むものと考えております。

それと、通常日の予定でありますけれども、例えば、週のうちいつを試験研究日に当てるといのは、内部ではある程度決めておりますけれども、まだ外部のほうといたしますか、利用者の方にはこれから周知するような形をとりたいと思っております。また、今後、製造等がどれぐらい進んでくるかというのが、まだ見えてきていない状況ではありますけれども、状況によっては平日ほかの部屋が埋まっていてできない場合に、土日というのも考えられなくはないのではないかとはいふうには考えております。

あと、事故が起こった場合ですけれども、ラベルに加工センターというふうに入っていた場合は、加工センターの責任というふうになります。この場合については、24年度に許可をとる段階で、食品衛生協会にも加盟しまして、その中で食品衛生の共済に加入しております。それで不足すると思われるものが、今後、出そうな場合は、またPL法の保険についても検討していかなければならないとは考えております。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第12号陸別町農畜産物加工研修センター条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議案第13号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例以降、地域主権改革一括法の公布による条例の制定及び改正があるとのことでございます。

町長より、前段にこの一括法施行と本定例会へ提出されております条例との関係について、説明をしたいとの申し出がありますので、これを認めたいと思えます。

佐々木福町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、お手元にお配りの資料ナンバー 13-1 をお開きいただきたいと思います。

資料 13-1 は、第 1 次、第 2 次一括法施行に伴う条例の制定等についてということで、まず、ここに経緯がございまして、22 年 6 月に閣議決定された地域主権戦略大綱を踏まえ、平成 23 年 5 月 2 日及び 8 月 30 日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第 1 次、第 2 次とあります。地域主権改革一括法という略称でありますけれども、これが公布されております。

内容としては、ここに記載のとおりでありますけれども、まず第 1 次一括法は今経過を言いましたけれども、平成 23 年 5 月 2 日に、平成 23 年法律第 37 号として公布されております。この 1 次一括法は、義務づけですとか枠づけの見直し、つまり市町村への義務づけですとか、枠づけをつけて、今までの法律でもありましたけれども、この一括法でいけば 41 の法律の改正がありました。これは、条例制定権の拡大という考え方に基づくものであります。

それから、第 2 次一括法は、平成 23 年 8 月 30 日に法律第 105 号という形で公布されておりますが、第 1 次一括法と同様に義務づけ、枠づけの見直しが 160 の法律、それから基礎自治体への権限委譲という部分で 47 の法律が一括法として改正になっております。

次のページ、13-2 をお開きいただきたいと思います。

この第 1 次、第 2 次一括法絡みでの陸別町が定めるべきものということで、第 1 次一括法関係でいきますと、昨年 3 月定例会で議決いただきましたけれども、陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例ということで、町営住宅入居資格の所得基準について昨年 3 月定例会で議決をいただいております。

それから、今回、3 月定例会で提案させていただきます第 1 次一括法絡みでいけば、まず、議案第 19 号の陸別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例。これは、対象法律は、介護保険法第 78 条の 4 第 1 項 115 条の 14 第 1 項であります。条例委任の内容は、ここに記載のとおり、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る従業員数に関する基準であります。

この国の基準、従うべきということがございますが、今回、従来、法律なり施行法令で定められていた基準が市町村の条例に委任される形になるわけですがけれども、この国の基準というのが従うべき、つまり、市町村は条例を制定するけれども、内容、基準という全てにおいて、従来法律なり、施行令、政令で定められた基準をそのまま条例に移行しなさいという考え方になります。

第 20 号の陸別町地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。これも介護保険法第 78 条の 4 第 2 項 115 条の 14 第 2 項の規定でありますけれども、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る設備及び運営等に関する基準、国の基準として

は、従うべき、標準、参酌という表現になりますけれども、この標準というのは、従来の国なり法律で定められている基準を、それを最低限としながら、それを踏まえて、なおかつ地域の実情に合うものがあれば、それに見直しをかけてもいいよという考え方でありませうけれども、基本的には、他の町村にも確認をしましたけれども、全て国の法律なり施行になっているものをそのまま条例に移行していると、そういう考え方です。

参酌というのは、十分国の基準を踏まえて、地域の実情に合ったものがあれば、そういうことなら見直してもいいということでありませうけれども、他町、あるいは地域の実情を見ても国の基準をそのまま条例に委任した形で条例に書いていると。つまり、従うべきと、ほとんど同様な中身で、標準、参酌も含めて法律で定めている事項を条例に移行していると、そういうことで御理解をいただきたいと思ひます。

それから、議案第21号の陸別町営住宅等整備基準条例、これは公営住宅法第5条の第1項、第2項の規定でありませうけれども、公営住宅及び共同施設に係る整備基準、これも参酌ということですが、国の今の法律なり政令で定めている基準をそのまま条例に移行していると、そのように御理解をいただきたいと思ひます。

それから、議案第22号の陸別町道路の構造の技術的基準等を定める条例。これは、道路法の第30条第3項、第45条第3項でありませうけれども、道路の構造の技術的基準、市町村道の道路管理者が設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさに係る基準、この参酌でありませうけれども、ほかの市町村、それから北海道においても、国なり法律なり定められている基準をそのまま条例に移行しているという考え方でありませう。

第2次一括法絡みでいきますと、議案第18号の陸別町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例。これは、介護保険法第78条の2第1項の規定と、第78条の2第4項、第115条の12第2項の規定でありませうけれども、条例委任の内容については、指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準、これは従うべきでありませう。指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準、これも従うべき。つまり、義務づけの見直しと言いつつも、条例の規定事項については全て国の基準をそのまま条例に移行しなさいという考え方でありませう。

それから議案第14号陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例。

これは、下水道法第7条の第2項の規定、第21条第2項の規定でありませうけれども、公共下水道の構造の技術上の基準、終末処理場の維持管理に関する基準、これは参酌でありませうけれども、これも先ほど説明させていただきましたけれども、国の法律なり政令の基準をもととしながら、地域の実情に合えば見直すことができるということでありませうけれども、北海道あるいは他の市町村においても、国の法律なり政令に規定されているものを、そのまま条例に規定をしているという内容でありませう。

それから、議案第13号の陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例。

水道法第12条第1項、同じく第2項、第19条第3項でありますけれども、水道布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準。水道布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う技術者の資格に関する基準。水道技術管理者の資格に関する基準。これは、参酌でありますけれども、これも先ほど説明させていただきましたように、北海道、他の市町村も含めて、法律なり、政令で定めている事項をそのまま条例に規定していると、そういう内容であります。

したがって、今回の条例の一部改正なり、新たな条例の制定につきましては、従来の法律に基づいたものをそのまま条例に移行しているということですので、考え方等については、従来と何ら変わるものではありません。そういったことですので、今後の議案の審議に当たっても、今、説明させていただいたことを参考としていただきながら御審議をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

◎日程第6 議案第13号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する 条例

○議長（宮川 寛君） 日程第6 議案第13号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第13号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、建設課長のほうから説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 小栗建設課長。

○建設課長（小栗幹夫君） 議案第13号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

資料ナンバー14-1を御参照ください。

この中に、概要が書かれております。一番目は、今、副町長が説明したとおりなので省略します。

2段目の条例で定める項目、第2次一括法施行前は水道法施行令で規定、大きな点としては次の3点であります。それで、この3点の中身なのですが、施設を建設する場

合、あと、配水管、配る水のほうの配水管の設置等を行う場合。それに対して、1、2に関しましては、そういった建設する場合に資格を持った人が監督をするという形になります。

①水道の布設工事監督者を配置する対象工事、第34条ということでありまして。あと、水道の布設工事監督者の資格基準、第35条。

③水道技術管理者の資格基準、第36条というふうになっております。

あと、条例化の基準ということで、水道法の改正では、布設工事監督者を配置する対象工事に関しては、地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限ると。あと、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関しては、政令で定める資格を参酌して、地方公共団体の条例で定めるとされている。参酌すべき資格基準につきましては、国が定める資格基準を十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることもできるとされているということでありまして。

なお、一番下の段、適用される水道についてであります。

本町に、簡易水道のほかにも専用水道というのがあります。その専用水道というのは、銀河の森、あと、小利別の水道ということになるのですけれども、今回これについては、水道法第34条第2項、この34条の第2項というのは厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならないということで、これはあくまでも簡易水道の設置者ということに34条の2項はなるのですけれども、その規定により、水道管理者の資格要件については除外されるということで、専用水道に関しましては今回除外されるということになります。

また、布設工事監督者を配置する工事、資格基準については、専用水道にこれらの事業規定がないことから、本町においては簡易水道のみが適用されるということでありまして。

それでは、資料14-2に基づいて御説明申し上げます。

新旧対照表があるのですけれども、大きくは、第34条から最後、第36条まで追加されたということになります。第7章において、第34条から追加されるということになります。

第1条、目的なのですけれども、アンダーラインの引かれた部分が変わった部分であります。必要な事項を定めるとともに、あわせて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるという項目が追加されました。それに従いまして、第7章、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道管理技術者の資格基準ということで、第7章分が追加されているということになります。

第34条、布設工事監督者を配置する工事ということで、第34条につきましては国の基準のとおりということになります。それで、この中身に関しましては、一日の最大給水量だとか、おのおの大規模な改造をする場合だとか、こういったときには監督者を配置しなければならないという中身になっております。

あと、第35条、布設工事監督者の資格ということで、これも国の基準のとおりであり

ます。この中で、学校教育法だとかいう形で、どここの大学なり高校なりを出て、その経験年数に基づいて細かく規定されております。その中で一つだけ、資料14-3を見ていただきまして、中ほどに第5号の部分があります。5年以上、水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者ということで、ここに関しては特別に経験年数でうたわれております。

あと、資料14-4になります。水道技術管理者の資格ということで、第36条につきましても、同じく国の基準のとおりということになります。この中で、14-4の第36条の中ほどに第3号、ここも同じく、5年以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者というふうにうたわれております。言ってみれば、かなり経験が大事だということになります。

それでは、議案第13号のほうに戻っていただきます。

陸別町簡易水道事業給水条例（平成10年陸別町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「必要な事項を定める」を「必要な事項を定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める」に改める。

第7章中第34条を第37条とし、同章を第8章とする。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準ということで、第34条布設工事監督者を配置する工事ということでありましてけれども、先ほど資料に基づいて御説明申し上げました。

次に、第35条布設工事監督者の資格と、2点目ですね。これに関しましても、先ほど資料に基づきまして説明をいたしました。

次に、6ページを見ていただきます。

中ほどに、第36条水道技術管理者の資格ということで、これも先ほど資料に基づきまして説明を申し上げました。

附則。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以降、御質問によってお答えしていきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第13号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決しま

す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

2時15分まで休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時14分 再開

○議長(宮川 寛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 議案第14号陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例

○議長(宮川 寛君) 日程第7 議案第14号陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第14号陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行及び下水道法との整理を図るため、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、建設課長のほうから説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 小栗建設課長。

○建設課長(小栗幹夫君) 議案第14号陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

資料の15-1を参照してください。15-1に基づきまして御説明申し上げます。

1の①、②に関しましては、先ほど副町長のほうから説明したとおりであります。

下の表であります。これは基本的には、排水施設等の建設と、あと、それに関する維持管理についてであります。1番目の排水施設及び処理施設に共通する構造の基準ということで、基準内容が述べられております。これは、右に書いてある国の基準どおりということになります。

2の排水施設の構造の基準、これも同じく国の基準と。この排水施設というのは、排水管、あとマンホール等を示します。あと、3番目の処理施設の構造の基準、これは処理施設、浄化センター、終末処理場のことを示します。これに関しても国の基準どおりという

ことであります。

そのほか、適用除外に関しましても国の基準どおりと。あと、終末処理場の維持管理、これに関しましても国の基準どおりということになります。

あと、15-2の2に、下水道法との整理を図るための条例改正についてということですが、この中で、排水設備等の設置に関する条例改正についてであります。改正内容としては、条例第4条から第6条に規定する排水設備等の計画、工事、検査については、現行条例には設置に関する規定しかありません。それで、条文に撤去を加えようとするものであります。

この理由としては、家屋等の解体に伴う排水設備の撤去により、下水道管に土砂及び不明水の流入がないように適切な工事が行われるように、設置同様に審査及び検査をする必要が生じてきたということであります。

②除害施設の設置等に関する条例改正についてであります。

改正内容としては、条例第9条に規定する別表第1に定める排水基準項目及びその数値のうち、1番から33番については、下水道法施行令第9条の4に規定される項目である。これは全国一律の基準でありまして、国の基準等改正に同時に適用する必要があることから、条文を見直しまして別表第1を削除しようとするものであります。これについては、後ほどまた詳しく御説明申し上げます。

それで、15-3を見ていただきます。アンダーラインが引かされた部分が改正される部分であります。

第1条趣旨の中に、管理及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準等が追加されております。

あと、用語の定義、第2条であります。第4号排水施設、法第2条第2項に規定する排水施設をいう、第5号処理施設、法第2条第2号に規定する処理施設をいう、この部分が追加されております。

あと、以下、第2章構造の技術上の基準ということで、第3条公共下水道の構造の技術上の基準というのは、先ほど御説明したとおりでありますけれども、これから以下が追加された部分であります。

次の資料15-4に、第5条排水施設の構造の技術上の基準、あと、第6条の処理施設の構造の技術上の基準、第7条適用除外というふうにならわれておりますけれども、これは国の基準どおりということであります。

あと、第3章は第8条排水設備の設置ということで、次の15-5に移りますけれども、第9条排水設備等の計画の確認。あと、第10条の排水設備等の工事の実施、第11条から以下、ここの部分はアンダーラインが引いてあるのですけれども、ここの部分に新たに撤去という部分が加わったということになります。これは、先ほど言ったように、解体等が出てきたので、きちんとした管理をしていかないとだめだということで撤去という項目が出ております。11条までであります。

あと、下のほうに、第14条除害施設の設置等に関しましては、次に定める基準ということで、実は、次の15-6に、第1号下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4の第1項各号に掲げる物質、それぞれの当該各号に定める数字ということで、第9条の4の第1項とは何かと申しますと、これは水質汚濁防止法に係る項目であります。この基準が、全部で項目が1から42までありまして、この中身というのは、1番目がカドミウム及びその化合物ということになります。それで、国の定める基準として1から33までの項目、ダイオキシン類という項目までは、工場だとかそういった大きな施設の排水を規制するものであります。水質汚濁防止法に該当する分ということで、これは国の基準に従って数字を決めていくということになります。それで、今、町として条例で示そうとしているのは、その下の第2号、温度45度未満から第15号までの基準を条例に入れるという形になります。したがって、第1号の部分に関しましては、国の基準の下水道法施行令に従って移行しようということになります。

あとは、アンダーラインの引かれた部分で、15条から22条のところまでは5条ずつふえたということで、アンダーラインが引いてあります。

あと、資料ナンバー15-7であります。上の段に、第5章、終末処理場の維持管理ということで、第24条、終末処理場の維持管理に関する基準ということで、これに関しましても国の基準に基づいております。それに従いまして、下の条がふえた部分に関しまして、各条ごとに加算されているという状況であります。

議案第14号のほうに戻っていただきます。

陸別町公共下水道条例（平成9年陸別町条例第33号）の一部を次のように改正するというので、先ほど資料に基づきまして説明したとおりであります。

あと、下の段のほうに、第5章終末処理場の維持管理、第24条終末処理場の維持管理に関する基準、これに関しましても、以下、同じく国の基準のとおりであります。

9ページ、10ページ、11ページということで、建物を建設する上での条文と、あと、維持管理に関する条文ということになります。

11ページを見ていただきます。中ほどに、附則、施行期日、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

経過措置。

2、この条例の施行の際、現に存する公共下水道の排水施設または処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）であって、第4条第5号の規定に適合しないものについては、同条同号の規定は適用しない。ただし、この条例の施行後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものについては、この限りではない。

以降、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第14号陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第15号陸別町暴力団排除条例

○議長(宮川 寛君) 日程第8 議案第15号陸別町暴力団排除条例を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第15号陸別町暴力団排除条例についてでございますが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の制定を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長のほうから説明いたしますので、御審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○総務課長(高橋 豊君) それでは、私のほうから議案第15号陸別町暴力団排除条例
について御説明をいたします。

ただいまの、提案理由の説明のとおり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法
律、これは一般に暴力団対策法、俗にいう暴対法と呼ばれる法律の一部が、昨年10月3
0日に改正され施行されたことにより、所要の制定を新たに行おうとするものでございま
す。

今回の改正内容の大きなポイントでございますが、国及び地方公共団体並びに町民や事
業者の責務を規定した点でございます。

それでは、条文の説明に入らせていただきたいと思います。

第1条につきましては、目的を定めており、暴力団の排除の基本理念を定め、町、町民
及び事業者の責務を明らかにして、一体となって暴力団を排除し、町民の安全で平穏な生
活の確保に資することを目的としたものでございます。

第2条は、用語の定義でございます。

第1号の暴力団の定義でございますが、その団体の構成員が集団的に、または常習的に

暴力的、不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体を指しております。

第2号につきましては、暴力団員の規定、第3号は暴力団関係事業者で、暴力団員が経営に関与、または密接な関係を有する事業者を指しております。

第4号は、町民の規定でございます。

第5号は、事業者の規定でございます。

第6号は、町民等の規定で、町民及び事業者を指しております。

第7号は、暴力団の排除の規定で、条文のとおりでございます。

第8号の公共施設の定義でございますが、今回の条例の対象としている公共施設でございますが、集団的に集まれる公共施設を指しております。よって、町営住宅などの住宅を指すような公共施設、この今回の公共施設の中には、公営住宅の個別の住宅等は含まれておりません。

次に、第3条からは、資料ナンバー16-1を御参照いただきながら、条文の説明をさせていただきますと思います。

第3条につきましては、条例の基本理念の説明でございます。暴力団が町民などの生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団を恐れない、暴力団にお金を出さない、暴力団を利用しない、この三つを基本として、町、町民などが関係機関や関係団体と連携、協力して、暴力団の排除を推進する旨をうたっております。

第4条、第5条につきましては、町の責務、町民と事業者の責務をそれぞれうたっております。

第4条は、町が、第3条の基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する施策を実施する責務を有し、第2項で実施に当たっては、北海道、北海道警察、北海道公安委員会から指定を受けております北海道暴力追放運動センターと緊密な連携を図らなければならないということでございます。

第3項では、北海道が行う暴力団排除に関する施策について、情報提供などに必要な施策に協力すること。

第4項では、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、北海道警察などの関係行政機関に情報を提供することでございます。

なお、第2項の北海道暴力追放運動センターでございますが、これは、いわば暴力団の被害者の皆さんの駆け込み寺というようなものでございまして、暴力団排除活動を支援する組織でございます。

第5条は、町民と事業者の責務についての条文でございます。

第1項では、町民は基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的かつ相互に連携して取り組み、町が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものがございます。

第2項では、事業者は基本理念にのっとり、その行う事業に関し、暴力団との関係を遮断し、暴力団を利することとならないようにするとともに、町が実施する暴力団の排除に

関する施策に協力するよう努めるものとするでございます。

第3項では、町民、事業者は暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときには、町または北海道警察に対し情報を提供するよう努めるものがございます。

第6条から第11条までが、町が行う暴力団排除の措置の条文でございます。

第6条では、町の契約事務における措置として、町が実施する入札などの契約事務に参加させないなどの措置を規定した条文でございます。

第7条は、公共施設の利用の不許可等についてでございます。公共施設が暴力団の活動に利すると認められるときは許可しない。既に利用を認めた場合でも取り消し、または停止できる条文でございます。

先ほど、第2条で説明いたしました、具体的な公共施設の例としては、資料16-1の中段ほどに、町が行う暴力団排除の措置の②ところに、公共施設の例ということで、斎場だとか体育館だとか会館とかコミュニティセンター、公民館など、そういったものが明記されておりますので、参考にしていただければと思います。

第8条は、職員などへの不当要求に対する措置でございます。町職員または指定管理者が不当要求に対し適切に対応するための必要な措置を規定した条文でございます。この場合の不当要求行為でございますが、陸別町不当要求行為等の防止に関する要綱（平成16年陸別町訓令第12号）の第2条により、暴力行為等社会常識を逸脱した集団により要求の実現を図る行為、理由もなく職員に面会を求めたり、強要することが対象となっております。

第9条は、青少年に対する教育などのための措置として、暴力団が町民の生活などに影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入せず、被害を受けないように指導や助言を与える条文でございます。

第10条は、祭礼などにおける主催者などの措置として、不特定多数の者が特定の目的のために、これは祭礼や花火大会など、そういった一時的に集合する行事を主催する者及び運営に携わる者が、暴力団排除に必要な措置を規定した条文でございます。

第11条は、町民などに対する支援で、町民や事業者が暴力団員の排除のための活動に自主的に取り組むことができるように支援し、北海道警察と連携し、安全確保に努めるための条文でございます。

第12条と第13条については、禁止事項でございます。

第12条は、暴力団の威力を利用することの禁止で、町民や事業者が債権の回収など、暴力団の威力を利用してはならない条文でございます。

第13条は、利益供与の禁止で、暴力団の威力を利用する目的などで、金品などの財産上の利益を供与してはならないものであります。

第14条は、委任で、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるであります。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するであります。

以上で、条文の説明といたします。

なお、資料16-2につきましては、陸別町暴力団排除条例案可決後の施行までの流れを示した図になっております。条例案可決後は、本別警察署と陸別町が、公共施設の暴力団排除を徹底するために、町長及び警察署長が緊密に連携をするために、合意書をまず取り交わすことになっております。

それで、第5条で、町民と事業者の責務が生じますので、町民に対しては広報やホームページを使って周知を行ってまいります。事業者に対しては、JA陸別町や商工会を通じて、周知徹底を図っていきたく思っております。

町の関連要綱の改正では、第6条の、町の契約事務における措置関連で、陸別町暴力団等排除措置要綱、平成22年陸別町訓令第15号の改正。

第8条では、職員などへの不当要求に対する措置で、陸別町不当要求行為等の防止に関する要綱、これは平成16年陸別町訓令第12号が対象となっております。

なお、十勝管内では、既に12月の定例会におきまして、清水町、新得町、鹿追町の3町がこの条例案を提出して、残りの市町村につきましては、今3月定例会に同様の条例案を提出している状況でございます。

以上で、議案第15号陸別町暴力団排除条例の説明として、御質問によりお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第15号陸別町暴力団排除条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第16号陸別町新型インフルエンザ等対策本部条例

○議長（宮川 寛君） 日程第9 議案第16号陸別町新型インフルエンザ等対策本部条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第16号陸別町新型インフルエンザ等対策本部条例についてでございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴いまして、所要の制定を行おうとするものでございます。

内容につきましては、保健福祉センター次長のほうから説明いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（早坂政志君） それでは、議案第16号について説明をいたします。

資料は、ナンバー17-1から5までとなっております。

まず初めに、資料ナンバーの17-2のほうをごらんください。

2の下のほうになります。太い字で書いておりますけれども、国においては、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある感染症に対して、国民の生命、健康を保護し、国民生活、国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることを目的として、平成24年5月11日に新型インフルエンザ等特別措置法が公布されました。

資料ナンバーの17-4をごらんください。こちらでは、新型インフルエンザ等の発生等の流れが示されております。

まず初めに、世界保健機構（WHO）が小規模な集団感染の発生を意味するフェイズ4の宣言をしたとき、この宣言を受けて、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生を公表いたします。公表されますと、政府及び都道府県は対策本部を設置します。対策本部設置後、国においては、国民生活、国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められたときに、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われることとなります。

この宣言に基づきまして、国及び都道府県では必要な措置を講じるとともに、市町村においても対策本部を設置して、国や都道府県の指示に基づいて必要な措置を講ずることとなります。

資料ナンバー17-5をごらんください。

こちらでは、国が示す市町村対策本部の体制が右側に示されております。本条例は、この緊急事態に素早く市町村が対応する対策本部を設置することができるようにするために、あらかじめ必要な事項を定めようとするものでございます。したがって、この条例は、国の指導に基づく内容となっておりますので、申し添えたいと思います。

それでは、議案第16号陸別町新型インフルエンザ等対策本部条例の本文のほうに入りたいと思います。

目的としまして、第1条で、この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の第37条において準用する法第26条の規定に基づき、陸別町新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とするというものです。

法第26条は、条例の委任でありまして、都道府県対策本部に関し必要な事項は都道府

県の条例で定めるといふものであります。

次の第37条につきましては、この26条の規定は市町村対策本部で準用するというふうに規定されております。従いまして、都道府県で定めた条例を市町村が準用するということとなります。

第2条の組織になります。新型インフルエンザ等対策本部長は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

第2項、新型インフルエンザ等対策副本部長は、本部長を助け新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

第3項、新型インフルエンザ等対策本部員は、本部長の命を受け新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

第4項、新型インフルエンザ等対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか必要な職員を置くことができる。

第5項としまして、前項の職員は、陸別町の職員のうちから陸別町長が任命するというものです。

第3条の会議です。

本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ新型インフルエンザ等対策本部の会議を招集する。

第2項としまして、本部長は法第35条第4項の規定に基づき、国の職員、その他陸別町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し意見を求めることができるということです。

この法第35条第4項は、市町村対策本部長が必要があると認めるときは、国の職員、その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができるという規定でございます。

続きまして、第4条で部を規定しております。

本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

第2項としまして、部に属する本部員は、本部長が指名する。

第3項としまして、部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

第4項としまして、部長は部の事務を掌理する。

雑則としまして、第5条で、前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項は本部長が定めるといふものでございます。

附則といたしまして、この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行するといふものでございます。

この附則についてですけれども、資料にも記載してありますとおり、この法律は、公布の日から1年の範囲内で、政令で定める日から施行されることとなっております。現在のところ、政令でまだ定められておりませんので、このような附則とさせていただきます。

ります。

以上で、本条例の説明を終わりますが、以降、御質問によってお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第16号陸別町新型インフルエンザ等対策本部条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第17号陸別町高齢者交流センター条例

○議長（宮川 寛君） 日程第10 議案第17号陸別町高齢者交流センター条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第17号陸別町高齢者交流センター条例についてでございますが、陸別町高齢者交流センターを設置することに伴いまして、所要の制定を行おうとするものでございます。

内容につきましては、保健福祉センター次長のほうから説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（早坂政志君） それでは、議案第17号について説明をさせていただきます。

新たに使用を開始しようとする陸別町高齢者交流センターは、その使用方法が陸別町の福祉館等の使用と非常に類似しております。このことから、陸別町福祉館等条例と同じような考え方で提案をしておりますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、議案第17号陸別町高齢者交流センター条例でございます。

第1条、設置についてです。

陸別町に居住する高齢者等の健康増進及び文化の向上並びに地域における社会福祉の推

進を図るため、陸別町高齢者交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。

第2条につきましては、名称とその位置についてでございます。

交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、陸別町高齢者交流センター。

位置、陸別町字陸別東1条3丁目17番地2でございます。

この第2条の関係で、名称についてでございますけれども、この名称につきましては、従前より高齢者等から広く意見を聞こうということで募集をしておりましたけれども、仮称として従来使われてきました、この高齢者交流センターという名称以外に新たに発案もなく、この名称についてもわかりやすいということで理解も得られたというふうに判断をしているところでございます。

続きまして、第3条の管理についてでございます。交流センターは、常に良好な状態で管理し、効率的な運用を行わなければならないです。

第4条は、使用の許可でございます。交流センターを使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならないです。

第5条としまして、使用の不許可です。

交流センターの使用目的が、次の各号の一に該当するときは、その使用を許可しないものとするとして、第1号としまして、公序良俗に反するおそれがあるとき。

第2号としまして、建物及び付属設備並びに備付物品を破損または滅失するおそれがあるとき。

第3号、集团的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

第4号としまして、その他交流センターの管理上不適当と認めるときということでございます。

第6条としまして、目的外使用の禁止をうたっております。交流センターの使用を許可された者は、使用許可を受けた目的外に使用し、その全部または一部を転貸し、もしくは権利を譲渡してはならないというものです。

第7条としまして、使用許可の取り消し等です。

第7条、町長は、次の各号の一に該当するときは、その使用許可を取り消し、または、使用を停止し、もしくはその使用許可の条件を変更することができるというものです。

第1号としまして、使用者が使用許可の条件に違反したとき。

第2号としまして、使用者がこの条例に違反したとき。

第3号としまして、公益上、やむを得ない事由があるときというものです。

第8条としまして、使用料についてです。

使用料は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、使用の目的が高齢者等の福祉もしくは社会福祉に貢献すると認められる事業、または公用もしくは公益

的な事業と認めるときは、この限りではないということでございます。

18ページに別表が載せてあります。

別表の第8条関係としまして使用料を載せております。集会室につきましては、1時間当たりの使用料で、昼間が300円、夜間が450円、サロン1、2につきましては同額で、昼間が200円、夜間が300円となっております。

本表においては、昼間と夜間の区分としては、昼間が午前7時から午後6時まで、夜間が午後6時から午前7時まで。使用時間につきまして、1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間として計算すると。

3番目としまして、二つ以上の部屋を使用する場合は、それぞれの部屋の使用料を合算するというものでございます。こちらにつきましても、さきに述べましたように、福祉館条例で定める料金を参考として制定をしております。

続きまして、第9条の使用料の還付でございます。

次の各号の一に該当するときは、使用料の全部、または一部を還付するというものです。

第1号としまして、使用者の責めに帰すことのできない理由により使用することができないとき。

第2号としまして、第7条第3号の規定により使用の許可を取り消したとき。

第3号としまして、使用の前日までに使用許可の変更または取り消しの申し出によりその理由が相当と認めるとき。

第10条で、原状回復の義務についてをうたっております。

使用者は、その使用が終わったとき、または使用を停止されたとき、もしくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

第11条で、損害賠償です。

使用者は、その責めに帰すべき事由により、建物または備付物品等を損傷し、もしくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

第12条としまして、委任です。

この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるというものでございます。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、本条例の説明を終わりますが、以降、御質問によりお答えをしておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 17 号陸別町高齢者交流センター条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 18 号陸別町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例

◎日程第 12 議案第 19 号陸別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

◎日程第 13 議案第 20 号陸別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

○議長（宮川 寛君） 日程第 11 議案第 18 号から日程第 13 議案第 20 号までの陸別町指定地域密着型サービス事業関連条例 3 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第 18 号陸別町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、所要の制定を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第 19 号陸別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の制定を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第 20 号陸別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてでございますが、この提案理由につきましては、議案第 19 号と同じ提案理由でございます。

以上、議案第 18 号から議案第 20 号まで一括提案をさせていただきます。

内容につきましては、保健福祉センター次長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（早坂政志君） それでは、私のほうから、議案第18号から議案第20号についての説明をさせていただきます。

まず、議案第18号からでございます。陸別町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例でございます。

第1条は、趣旨でございます。この条例は、介護保険法第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第115条の12第2項第1号の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定めるものとするというものでございます。

この第78条の2第1項では、指定地域密着型サービス事業者の指定は、厚生労働省の定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者の申請により、そのサービスの種類及びその事業を行う事業所ごとに行い、当該指定をする市町村長が費用の支給について、その効力を有すると定めているものでございます。

第4項第1号並びに第115条の12第2項第1号では、市町村長はこの申請があった場合に、申請者が市町村の条例で定める者でないときは指定をしてはならないとなっていくことから、それらについて本条例で定めようとするものでございます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員について、第2条で定めております。

法第78条の2第1項の規定により、条例で定める定員は29人以下とするというものでございます。これにつきましては、老人福祉法第20条で規定する特別養護老人ホームのうち、今回、陸別町で指定することができるのは、入所定員が29人以下のものとして定められていることから、その人数について条例で定めるものでございます。

続きまして、第3条で指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格についてを規定しております。

法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の規定により、条例で定める者は法人である者とするというものでございます。こちらにつきましては、法人である者が陸別町で定められる者であるということを規定しております。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するというものです。

続きまして、議案第19号について説明をいたします。

説明資料は、ナンバー18-1からナンバー18-4を御参照ください。

こちらの資料には、条文で出てきます介護保険法における規定の内容を、まず四角の枠で記載をしております。そのほかに、事業等の内容については丸数字で記載をしております。ですので、18-1の例でいきますと、一番上の四角が法第78条の4第1項、この第1条で出てくるこの法については、こういう内容ですというふうに記載をしております。一番下の①というところで、指定定期巡回随時対応型訪問介護看護とは、第4条に出てきますが、この内容については、ここに書かれているとおりということとなります。そういうことで、法令の条文とサービスの内容につきましては、資料ナンバー18-1から

4までの内容を御参照いただきながら条文の説明とさせていただきます。

それでは、議案第19号陸別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

趣旨としましては、介護保険法の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものというものでございます。定義としましては、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるというものです。

第1号としまして、地域密着型サービス事業者につきましては、法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。

第2号としまして、指定地域密着型サービス事業者または指定地域密着型サービス、それぞれ法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者または指定地域密着型サービスをいうというものでございます。

このサービスの一般原則につきましては、第3条で規定をしております。

第3条では、指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

第2項としまして、指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域密着型サービス事業者または居宅サービス事業者、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならないというものでございます。

以降、第4条から第12条までは、それぞれの指定地域密着型サービスに係る基本方針、この基本方針につきましては国が定めた基本方針でございます。この基本方針についてを規定をしております。

本条例につきましては、初めに説明をいたしましたとおり、国が定めていた基準等の一部について、委任された部分を制定しようとするものでありまして、平成18年3月14日、厚生労働省令第34号で示されたもののうち、基準となる一般原則、それから方針等についてを本条例で定めるものでありまして、各事業の人員、設備、運営に係る詳細な基準につきましては、規則において定めることとしております。

それでは、第4条では、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針ということで、サービス内容についてを記載しております。

第5条につきましては、指定夜間対応型訪問介護の基本方針についてです。

第6条につきましては、認知症対応型通所介護の基本方針、第7条につきましては、小規模多機能型居宅介護の基本方針、第8条におきましては、認知症対応型共同生活介護の基本方針、第9条につきましては、地域密着型特定施設入居者生活介護の基本方針、第10条につきましては、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の基本方針、それから第11条で、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針、最後に第12条で、複合型サービスの基本方針についてを条例化しております。

第13条としまして、委任でございます。

第3条から前条に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は規則で定めるということで、さきに述べましたように、細かい規定につきましては規則で定めるものといたします。

ちなみに、陸別町で該当する事業というのは、認知症のグループホームのみでございます。このたび、国の指導によりまして、国で規定するサービス内容につきまして、全部の内容について条例化をなさいたいということでありましたので、その内容について条例化したものでございます。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、議案第20号について、説明をさせていただきます。

説明資料につきましては、ナンバー19-1から2を御参照ください。こちら、議案第19号と同様、この資料に出てくる条文とサービスの内容につきまして記載をしております。条文とともに御参照いただきたいと思っております。また、本条例も、先ほどの議案第19号と同様、国が定めていた基準等の一部について、委任された部分について制定しようとするものでございます。

平成18年3月14日、厚生労働省令第36号で示されたもののうち、基準となる一般原則、それから方針についてを本条例で定めまして、各事業の人員、設備、運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に係る詳細な基準につきましては、規則により定めることといたしております。

議案第20号です。陸別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例でございます。

趣旨につきましては、介護保険法の規定によりまして、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものというものでございます。

第2条としまして、定義でございます。

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるということで、第1号としまして、地域密着型介護予防サービス事業者、こちらにつきましては、法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業者を行う者をいいます。

第2号としまして、指定地域密着型介護予防サービス事業者または指定地域密着型介護予防サービス、それぞれ法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者または指定地域密着型介護予防サービスをいうというものでございます。

第3条としまして、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則でございます。

第3条、指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならないというものです。

第2項としまして、指定地域密着型介護予防サービスの事業者は、指定地域密着型介護

予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域密着型介護予防サービス事業者、または介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならないというものでございます。

先ほどと同じく、以降、第4条から第6条までは、サービスに係る基本方針を定めております。

第4条では、介護予防認知症対応型通所介護の基本方針、第5条では、介護予防小規模多機能型居宅介護の基本方針、第6条では、介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針を定めております。

第7条としまして、委任でございます。第3条から前条に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、規則で定めるというものでございます。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するというものでございます。

以上、議案第18号から議案第20号までについて説明を終わらせていただきます。

以降、御質問によりお答えをいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第18号の質疑を行います。

4番野尻議員。

○4番（野尻秀隆君） 事前にこの条例を読んでいたのですが、かなり頭がこんがらがってよくわけがわからない。そして、今、説明を聞いたのですけれども、ますますちょっとわからなくなってきたのですが、基本的なことをお尋ねしたいと思うのですが、この指定地域密着型サービスというのは、今、ちょっと調べてみましたから、この近くで、本別では既にもう行っていると思うのです。足寄は、今、段取りをしていて、新年度から恐らく動きが始まるのではないかなと思っているのですが、中身については、29人以下ということなのですが、今までにない、デイサービスとか何とかから比べても、利用者はきめの細かいサービスが受けられるのかなと、そんなような気がしているのですが、今、実際、陸別でこれに関するサービスは、今言ったように、北勝光生会でやっているデイサービス事業、それと社協でもたしか介護サービス事業もやっていますし、あと、NPOあたりも絡んでくるのかなと思うのですが、そこら辺、さきに言いました、本別、足寄は、私の調べたところでは社協で実際やっているし、やるようになるということなのですが、当町にとってここら辺のすみ分けは、これから果たしてこの事業をやったら、デイサービス事業がどうなるのかなとか、ほかに影響とかすみ分けはどうなるのかなと。

また、この事業を新たにやりたいと思う事業所等が、先に手を挙げたほうが勝ちになってしまうのかなというようなこともいろいろ考えているのですが、もちろん基準に当てはめることで選別していかなければならないとは思っているのですが、そこら辺、細かくちょっと

説明願いたい。よろしく申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（早坂政志君） 今回御説明させていただきました指定地域密着型サービスで、陸別町で現在行われているのは、NPO法人与北勝光生会で行っております認知症高齢者のグループホームだけでございます。ここを出てきている条文について、そのほか、陸別で地域密着で行っている事業はございません。これをやることによって、これから出てくるサービスというか、されるといいサービスというのは、のりしろとしては24時間対応型のホームヘルプですとか、一番早いのがその辺かなというふうに思っております。

それから、一番最初の議案第18号で説明をさせていただきました老人ホームの29床、今、特別養護老人ホームは50床の広域型で実施をしております。これは、道のほうが許可を出しているものでございますが、これよりもっと規模の小さなものでということで、29人以下の特養をやりたいといった場合には、この地域密着型で陸別町が許可をすればこの事業に参入できるということになります。

したがいまして、陸別町はなかなか利用者の数が多くございませんので、この地域密着型でやるには、例えば、いろいろな事業を複合して事業者がまとめてやるとか、そういう検討をしていかなければなかなか進まないだろうというふうには考えております。足寄、本別でやるのは、同じような24時間のホームヘルプですとか、その辺、社協でやっていると思うのですが、これらについては、ニーズと利用者の数がたくさんあるということで、すぐ取りかかっている事業かと思えます。陸別町もサービスのことを考えれば、24時間のホームヘルプは、やることも必要になる時期はどこかの場面で出てくるかもしれませんが、利用者の数としては非常に少ない数になりますので、その場合、事業者がここに参入するかどうかというところに、今度、視点が置かれるのではないかいとうふうに考えております。

いろいろお話をしましたが、地域密着型サービス事業で、陸別町で現在置かれているのは認知症の高齢者グループホームで、これからこの中で対応できそうなものというのは、時間枠を延長したホームヘルプサービスかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） 新しい陸別町の指定地域密着型のサービスということで、業者の方と、今説明がありましたように、NPOの優愛館ですね、それと北勝光生会がこの業者の対象となるというような話はわかりました。この中で、新しい形でいろいろなサービスについてお話をされているし、新しく条例化をしていこうという部分が、この一括された条例の中にあるのですけれども、この中で、この2業者とどの程度、この内容についてお話をされて、こういったことは町が考えているのだということのをどの程度されてきたのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 早坂保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（早坂政志君） 現在のところ、事業者との協議はされておられません。認知症グループホームについては、事前に国の補助等がありましたのと、認知症の方を介護するために必要だろうということが出ましたので、事業者のほうから申請がありましたので許可をしたという形です。

今回、出てきている内容につきましては、国の包括的なサービスの考え方に基づいて、国が厚生労働省令で定めたものでございまして、これを陸別町が全部やるというわけではなくて、条例に委任するので、全て陸別町で許可できる体制をとりなさいということで、今回、条例化したものでございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） そうすると、新しい業者があらわれてもできるということですし、今の既存の業者が、積極的にこういうことを取り入れていくということならできるという内容で、今回のこの条例というのを押さえておいてよろしいのでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 早坂保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（早坂政志君） そのとおりでございます。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第18号陸別町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第19号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第19号陸別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第20号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第20号陸別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

3時45分まで休憩いたします。

午後 3時29分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長(宮川 寛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第14 議案第21号陸別町営住宅等整備基準条例

○議長(宮川 寛君) 日程第14 議案第21号陸別町営住宅等整備基準条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤絃一君)〔登壇〕 議案第21号陸別町営住宅等整備基準条例についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、所要の制定を行おうとするものでございます。

内容につきましては、建設課長のほうから説明いたしますので、御審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 小栗建設課長。

○建設課長（小栗幹夫君） それでは、議案第21号町営住宅等整備基準条例について御
説明申し上げます。

資料の20を見ていただきたいと思います。資料20には、概要ということで、1番目
の趣旨に関しましては、先ほど副町長から説明あったとおりであります。2の概要につ
きましては、今回、国の基準ということで、健全な地域社会の形成から一番下の通路とい
うことで、この部分に関しましては、町営住宅等を建設するために、この基準を条例として
新たに設けるということで、国の参酌基準どおりに、条文を組んでおります。

それでは、議案のほうに戻っていただきまして御説明申し上げます。

議案第21号です。

趣旨。

第1条、この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）
第5条第1項及び第2項、この第5条というものは、整備基準を定めたものであります。こ
の規定に基づき、町営住宅等の整備に関する基準について必要な事項を定めるものとす
る。

第2条、定義。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ
による。

第1号、町営住宅、町が建設、買い取りまたは借上げを行い、低額所得者に賃貸し、
または転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをい
う。

第2号、共同施設、法第2条第9号、これは集会場、児童遊園を示しております。及び
公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第1条、これは、駐車場、通路、広
場及び緑地を示しております。これに規定する施設をいう。

第3号、町営住宅等、町営住宅及び共同施設をいう。

第3条、健全な地域社会の形成。

これ以下、第3条以下は国の基準どおりであります。この中で、ちょっとわかりにくい
ところもありますので、資料20に基づきまして、細かい点も説明していきたいと思っ
ております。

それで、まず、第5条の費用の縮減への配慮ということで、町営住宅等の建設に当た
っては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の
確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければなら
ないということで、実際に公営住宅なり町営住宅でどういうことをやっているかというこ
となのですけれども、今、方針としては、内装に関しましては、できるだけペンキ塗りでい

きましょうということで、後々、維持的にも、入退去したときにも塗りかえがスムーズに済むというようなことで軽減を図ったりしております。

あと、建物も今、2LDKで設計しているのですが、パターン化をしまして、それを次年度以降も活用していくというような方法で、経費の削減を図っているということでもあります。

第6条、位置の選定。

以下、次の27ページですね、第7条、敷地の安全等、第8条、住棟等の基準、第9条、住宅の基準とありますけれども、これに関しましては、その中の第9条第2項、住宅には、外壁、窓等を通して熱の損失の防止、その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置として規則で定めると。この規則でというふううたっております。これは、陸別町営住宅等整備基準条例施行規則というものの中でうたわれております。何をうたっているかといいますと、住宅の品質確保の促進等に関する法律、いわゆる品確法という法律であります。それに基づいて、その基準が設けられております。それを規則でもって定めているということでもあります。定められているものが講じられていなければならぬと。

以下、第3項から第5項の中にも規則というふううたわれてきます。これは、同じく整備基準条例施行規則に基づいて、品確法に基づいて行っているということでもあります。

第10条、住戸の基準。

町営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。

このイメージは何かといいますと、ワンルームをイメージしております。今、町営住宅として管理している中では、新町の2DKがあるのですが、42.8平米ということでもあります。

第3項以下、規則の部分に関しましては、先ほど言いましたように施行規則の中でうたっております。

第11条に住戸内の各部というふうにあるのですが、住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置、その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置として、規則で定めると。この規則というのは、何をうたっているかといいますと、浴室の出入り口の段差、これは、2センチ以下にするということでもあります。あと、手すりを設けるということです。簡所的には、便所、浴室、脱衣室、玄関に設けるということになっております。

あと、第12条共用部分、以下、第13条附帯施設、第14条児童遊園、第15条集会所、第16条広場及び緑地、第17条通路、次にいまして、29ページ、第18条委任までに関しましては国の基準どおりということでもあります。

附則。

施行期日。

1、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

経過措置。

2、この条例の施行の際、現に存する町営住宅等については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

以上で、説明を終わります。

以降、御質問によってお答えをしておりますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第21号陸別町営住宅等整備基準条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第15 議案第22号陸別町道路の構造の技術的基準等を定める
条例**

○議長（宮川 寛君） 日程第15 議案第22号陸別町道路の構造の技術的基準等を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第22号陸別町道路の構造の技術的基準等を定める条例についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、所要の制定を行おうとするものでございます。

内容につきましては、建設課長のほうから説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 小栗建設課長。

○建設課長（小栗幹夫君） それでは、議案第22号陸別町道路の構造の技術的基準等を定める条例について御説明申し上げます。

資料の 2 1 - 1 を御参照ください。

趣旨に関しましては、先ほど副町長が説明したとおりであります。

2 の概要につきまして、下の一覧表を見ていただきますと、国の基準と町の基準ということで、要は、国の基準どおりでない部分に関しまして 4 点ほど上げております。これについて説明していきたいと思っております。

まず、この資料 2 1 - 1 と議案を見ながら説明していきたいと思っております。

まず、路肩に関してであります。これは、議案の 3 3 ページを見ていただきます。

議案の 3 3 ページの中ほどに、第 8 条路肩とあります。この第 8 条の中で、今回、国の基準、路肩の幅員は道路の区分に応じ、最小 0.5 メートル以上とするものとするということに関しまして、3 4 ページを見ていただきます。その中ほどに、第 9 項とあります。第 3 種の道路に、歩道または自転車歩行者道を設けない場合においては、当該道路の路肩の幅員は、歩行者または自転車の交通の状況を考慮して定めることができるということでもあります。

この理由としては、資料 2 1 - 1 に町の基準ということで、陸別町の交通事情を勘案し、自転車や歩行者が少ない場合においても、自転車や歩行者の通行スペースを確保できるように、路肩の幅員を広げることができるように制定したということでもあります。

次に、停車帯ということで、次の中ほどにあります第 9 条停車帯の部分であります。そこに第 3 種（第 5 級を除く。第 3 項において同じ。）または、第 4 種（第 4 級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするための必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとするということで、町の基準としては、資料 2 1 - 1 に書いてありますけれども、陸別町では郊外部の観光地が多く、観光のための停車の必要がある場合は、第 3 種道路においても停車帯が設置できるように制定したということでもあります。

次に、歩道なのですが、歩道に関しましては、議案の 3 5 ページを見ていただきます。

第 1 3 条、歩道ということでありまして、次の 3 6 ページの第 3 項、歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては 3.5 メートル以上、その他の道路においては 2 メートル、ここの括弧書きの部分なのですが、地形の状況、その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては 1.5 メートル以上とするものとするということで、資料の 2 1 - 1 で、地域事情や用地的な制約があり、車いすのすれ違いを考慮した標準的な幅員、2 メートル以上での整備が困難な場合は、例外的に歩行者のすれ違いが可能な 1.5 メートルまで、歩道の幅員を縮小できるような特例値を設定したということでもあります。

次に、堆雪幅ということであります。

同じ 3 6 ページに、下の段のほうにあります、第 1 5 条堆雪幅に関しましては、国の基準はありません。それで、これは実は、北海道の基準がありまして、その基準に従って、今回、設定しているということでもあります。道に倣ってやっております。

第15条、道路の外縁には、堆雪幅（除雪による雪の堆積の用に供する道路の部分を用いる。次項において同じ。）を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りではない。

第2項、前項の規定にかかわらず、道路の中央帯、路肩、停車帯、自転車歩行者道及び歩道の一部は、冬期において交通に支障を及ぼさない範囲で、堆雪幅として用いることができるということであります。この理由としては、陸別町は全域が積雪寒冷地域であることから、道路に除雪による堆積スペースを設けることを条例上明確化するということでもあります。

次に、視距等ということで、39ページになります。

下の段の第23条、視距等。

視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の視距の欄の左欄に掲げる値以上のものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、同表の視距の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

この理由としては、陸別町は全域が積雪寒冷地域であることから、氷結した路面での制動停止距離を考慮した視距とすることを条例上明確化し、地形の状況等により、やむを得ない場合においては、国の基準まで縮小可能とするということであります。ということで、道路の構造の技術的基準に関してましては、以上のとおりであります。

次に、資料の21-2は道路標識に関する基準ということで、この基準に関しましては、国の基準のとおりということであります。

それでは、議案の一番最初のページ、30ページに戻っていただきます。

第1条、趣旨。

この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第30条第3項及び第45条第3項の規定に基づき、陸別町が管理する町道（以下「町道」という。）の構造の技術的基準及び町道に設ける道路標識の寸法を定めるものとするということであります。

第2条、定義。

この条例において使用する用語は、道路法及び道路構造令（昭和45年政令第320号）において使用する用語の例による。

第3条、道路の区分。

この条例における道路の区分は、道路構造令第3条の定めるところによる。

第4条、町道の構造の技術的基準。

町道を新設し、または改築する場合における道路法第30条第3項の規定により、条例で定める町道の構造の技術的基準は、次条から第46条までに定めることによるということであります。

第5条、車線等以下に関しましては、資料に基づきまして説明したとおりであります。

47ページ、附則。

施行期日。

1、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

経過措置。

2、この条例の施行の際、現に存する道路がこの条例の規定による基準に適合しない場合においては、当該道路については、当該基準は適用しない。

以上で、説明を終わらせてもらいます。

以降、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第22号陸別町道路の構造の技術的基準等を定める条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第23号陸別町議会の議決すべき事件に関する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第16 議案第23号陸別町議会の議決すべき事件に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第23号陸別町議会の議決すべき事件に関する条例についてでございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の制定を行おうとするものでございます。

内容につきましては、副町長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第23号について御説明を申し上げます。

まず、陸別町議会の議決すべき事件に関する条例でありますけれども、従来、これは廃止条例の中にありますが、附則にありますけれども、陸別町定住自立圏形成協定の議決に関する条例、これが議会の議決にすべき事件に関する条例に該当した条例であります。

まず、議案を読み上げたいと思います。

第1条は、趣旨でありますけれども、この条例は地方自治法第96条第2項の規定に基づく陸別町議会の議決すべき事件について、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2条、議決すべき事件。

議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。ただし、軽微な変更は除くものとする。

第1号は、定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告をすること。

第2号、陸別町総合計画基本構想及び基本計画。

第3号、陸別町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画。

第4号、陸別町障がい福祉計画。

附則でありますけれども、施行日は平成25年4月1日からであります。

廃止する条例でありますけれども、陸別町定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成23年陸別町条例第7号）は、廃止する。

若干、補足をさせていただきますけれども、先ほども地方自治法第96条第2項の規定ということでありましたが、地方自治法第96条の第1項というのは、第1号から第15号まで議決事件を明記しておりまして、例えば、工事請負契約の締結ですとか、条例ですとか、予算、決算、あるいは損害賠償ですとか、そういったものが第1項では規定されております。第2項というのは、普通地方公共団体に関する事件について、条例で議会の議決すべきものを定めることができると規定されております。先ほども説明させていただきましたけれども、法第96条第2項に規定する議決すべき事件というのは、定住自立圏の条例が該当していたわけでございます。

実は、地方自治法の一部を改正する法律が平成23年5月2日に公布されまして、8月1日から施行されております。この改正内容としては、2点ございまして、一つ目は、地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置、2点目としては、直接請求制度の改正があります。

特に、この議決すべき事件に該当する事項としては、1点目の地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置があります。この地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置としては5点ございまして、一つは、議員定数の法的上限の撤廃があります。上限数を人口に応じて定めている規定を撤廃するということでもあります。

2点目は、議決事件の範囲の拡大であります。法定受託事務に係る事件について、条例で議会の議決事件として定めることができることとしたということでもあります。

3点目が、行政機関などの共同設置、4点目が全部事務組合の廃止。5点目でありまして、地方分権改革推進計画に基づく義務づけを撤廃するという事項がございます。今回のこの条例については、この地方分権改革推進計画に基づく義務づけの撤廃を根拠にした条例となります。

地方自治法の改正前の第2条第4項の規定であります。

これは、市町村は、この事務を処理するに当たっては、議会の議決を得て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。つまり、陸別町の総合計画がありますけれども、この基本構想については、従来、改正前の第2条第4項の規定に基づいて議会の議決をいただいております。今回、この改正によりまして、この事項が撤廃されております。つまり、計画を策定してもいいし、策定しなくてもいい根拠になっております。

しかし、当町としては、法律が改正になったとしても、町づくりの指針となる総合計画については、今後も10年間ごとには計画を策定していくという考え方には変更はございませんので、従来どおり議決事項としたいと、そういう考え方に立っております。

それとあわせて、従来、町長の執行権の中で計画を策定をしておりました、議案にもあります高齢者保健福祉計画、それから介護保険事業計画、障がい福祉計画、これらについては、従来は町長の執行権の中で計画を策定して、策定した後、議員の皆さん、あるいは町民の皆さん、あるいは関係機関に配付をしておりましたけれども、今回、この三つの計画もこの議決事件として追加をして、今まで以上に議会とののかかわりの中で、町民の皆さんが安心して暮らしていけるもろもろの福祉政策の充実展開につなげていきたいと、そういう思いで今回、条例案を提案させていただいているという内容であります。

以上で、議案第23号の説明を終わらせていただきます。

以後、御質問によってお答えをしていきたいというふうに思っておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 御異議なしと認めます。

これから、議案第23号陸別町議会の議決すべき事件に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（宮川 寛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時19分